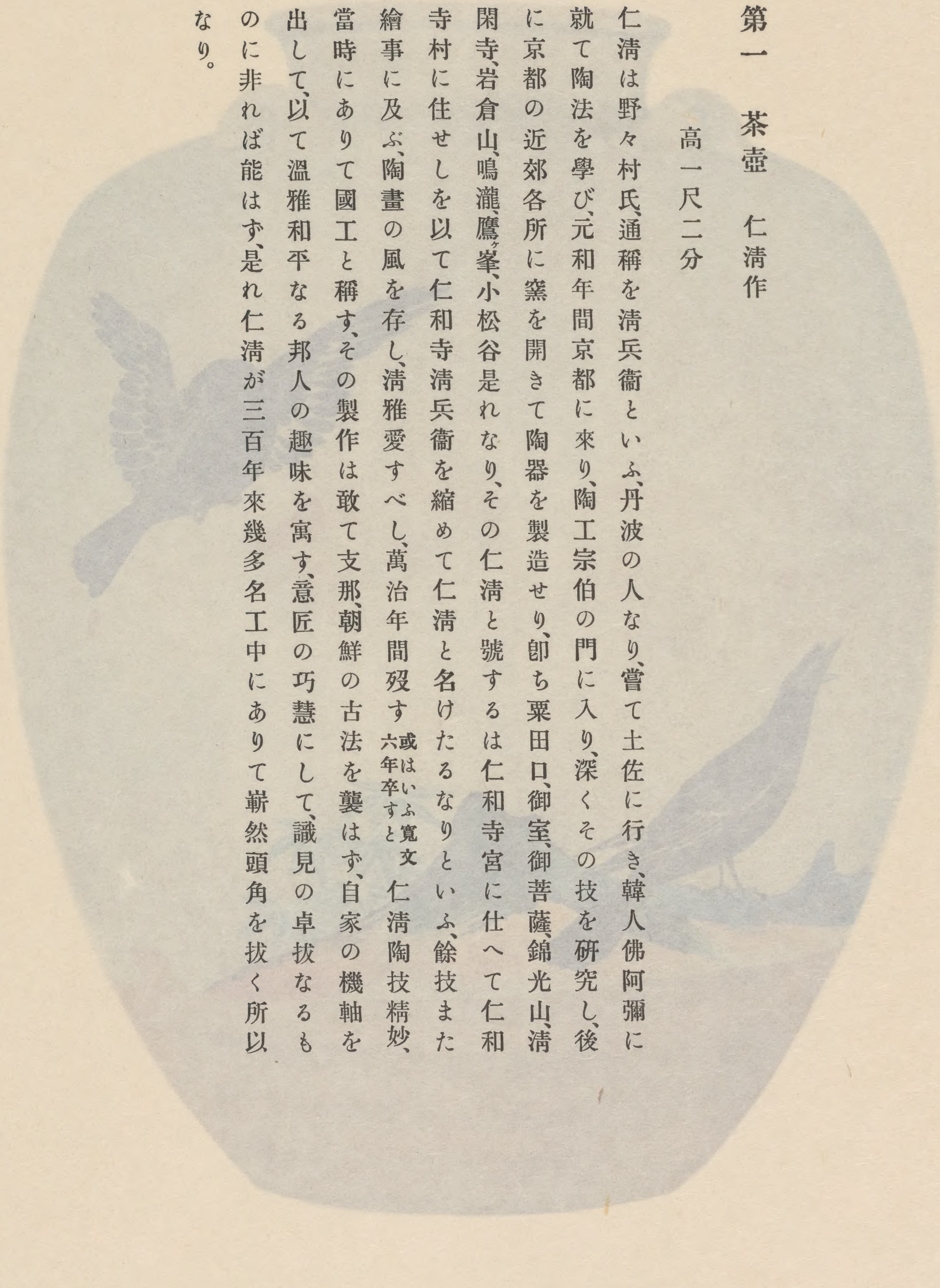
長春閣鑒賞

長春閣鑒賞

第六集

長春閣鑑賞第六集

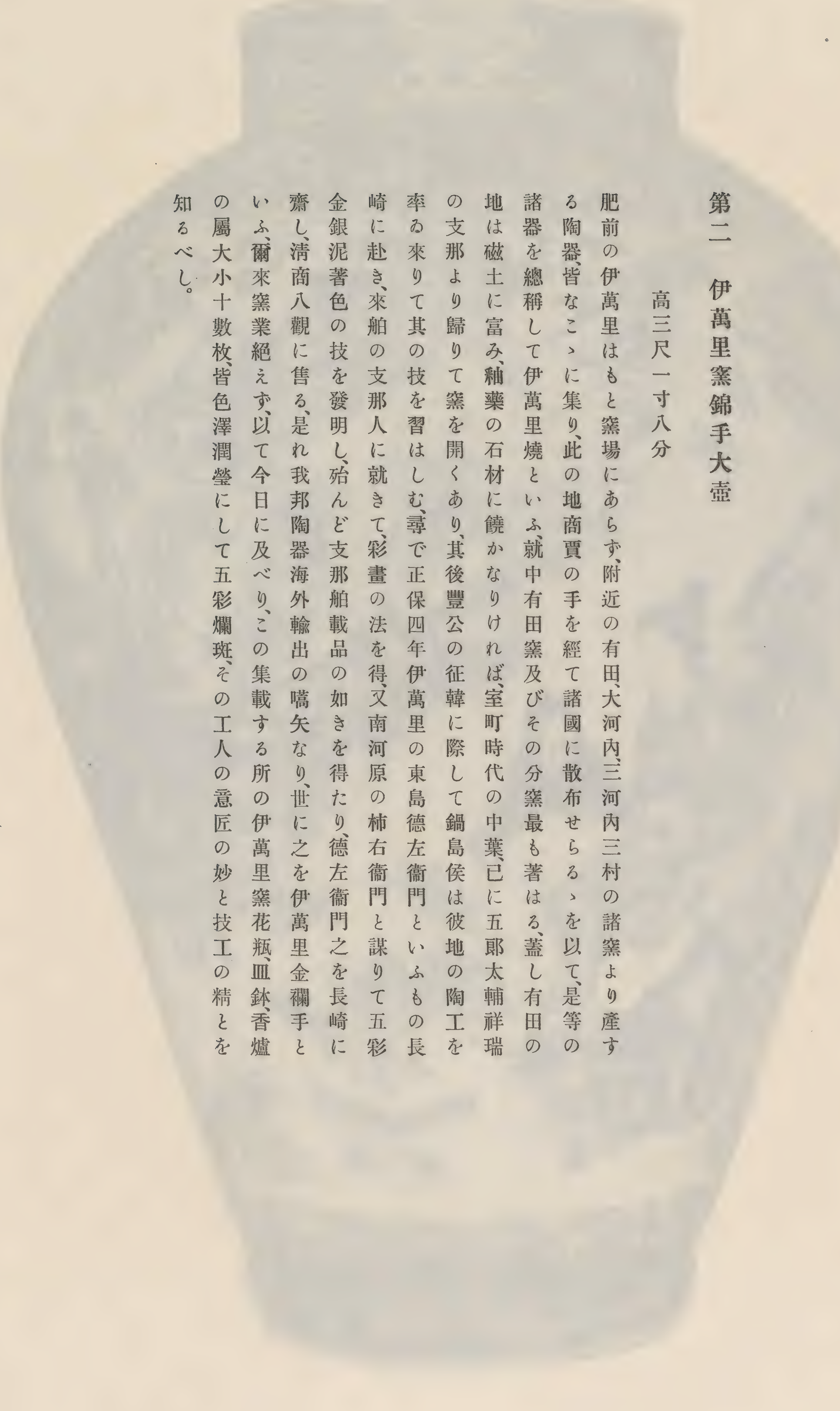


第一　茶壺　仁清作

高一尺二分

仁清は野々村氏、通稱を清兵衞といふ、丹波の人なり、嘗て土佐に行き、韓人佛阿彌に就て陶法を學び、元和年間京都に來り、陶工宗伯の門に入り、深くその技を研究し、後に京都の近郊各所に窯を開きて陶器を製造せり、卽ち粟田口、御室、御菩薩、錦光山、清閑寺、岩倉山、鳴瀧、鷹ヶ峯、小松谷是れなり、その仁清と號するは仁和寺宮に仕へて仁和寺村に住せしを以て仁和寺清兵衞を縮めて仁清と名けたるなりといふ、餘技また繪事に及ぶ、陶畫の風を存し、清雅愛すべし、萬治年間歿す（或はいふ寛文六年卒すと）仁清陶技精妙、當時にありて國工と稱す、その製作は敢て支那、朝鮮の古法を襲はず、自家の機軸を出して、以て溫雅和平なる邦人の趣味を寓す、意匠の巧慧にして、識見の卓拔なるものに非れば能はず、是れ仁清が三百年來幾多名工中にありて嶄然頭角を拔く所以なり。





第二　伊萬里窯錦手大壺

高三尺一寸八分

肥前の伊萬里はもと窯場にあらず、附近の有田、大河內、三河內三村の諸窯より產する陶器、皆なこゝに集り、此の地商賈の手を經て諸國に散布せらるゝを以て、是等の諸器を總稱して伊萬里燒といふ、就中有田窯及びその分窯最も著はる、蓋し有田の地は磁土に富み、釉藥の石材に饒かなりければ、室町時代の中葉、已に五郞太輔祥瑞の支那より歸りて窯を開くあり、其後豐公の征韓に際して鍋島侯は彼地の陶工を率ゐ來りて其の技を習はしむ、尋で正保四年伊萬里の東島德左衞門といふもの長崎に赴き、來舶の支那人に就きて、彩畫の法を得、又南河原の柿右衞門と謀りて五彩金銀泥著色の技を發明し、殆んど支那舶載品の如きを得たり、德左衞門之を長崎に齎し、清商八觀に售る、是れ我邦陶器海外輸出の嚆矢なり、世に之を伊萬里金襴手といふ、爾來窯業絕えず、以て今日に及べり、この集載する所の伊萬里窯花瓶、皿鉢、香爐の屬大小十數枚、皆色澤潤瑩にして五彩爛斑、その工人の意匠の妙と技工の精とを知るべし。



第三　伊萬里窯器

伊萬里窯錦手花籠端反平鉢

高二寸七分　徑一尺二寸七分

伊萬里窯金襴手見込琴高仙人圖鉢

高二寸九分　徑七寸五分





第四　伊萬里窯金襴手大鉢

高三寸　徑一尺六寸





第五　伊萬里窯器

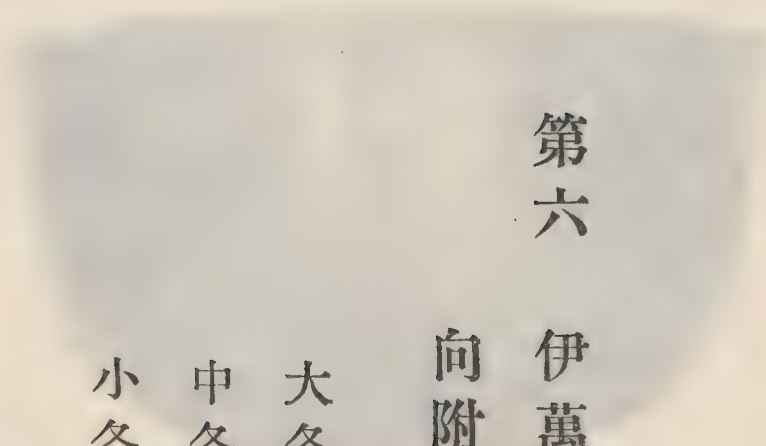
伊萬里窯楓繪筒香爐　楓葉彫刻銀火屋附

高二寸六分

伊萬里窯雛置物

高六寸八分




第六　伊萬里窯外瑠璃唐草中金襴手見込麒麟繪三入子

向附　十人前之内

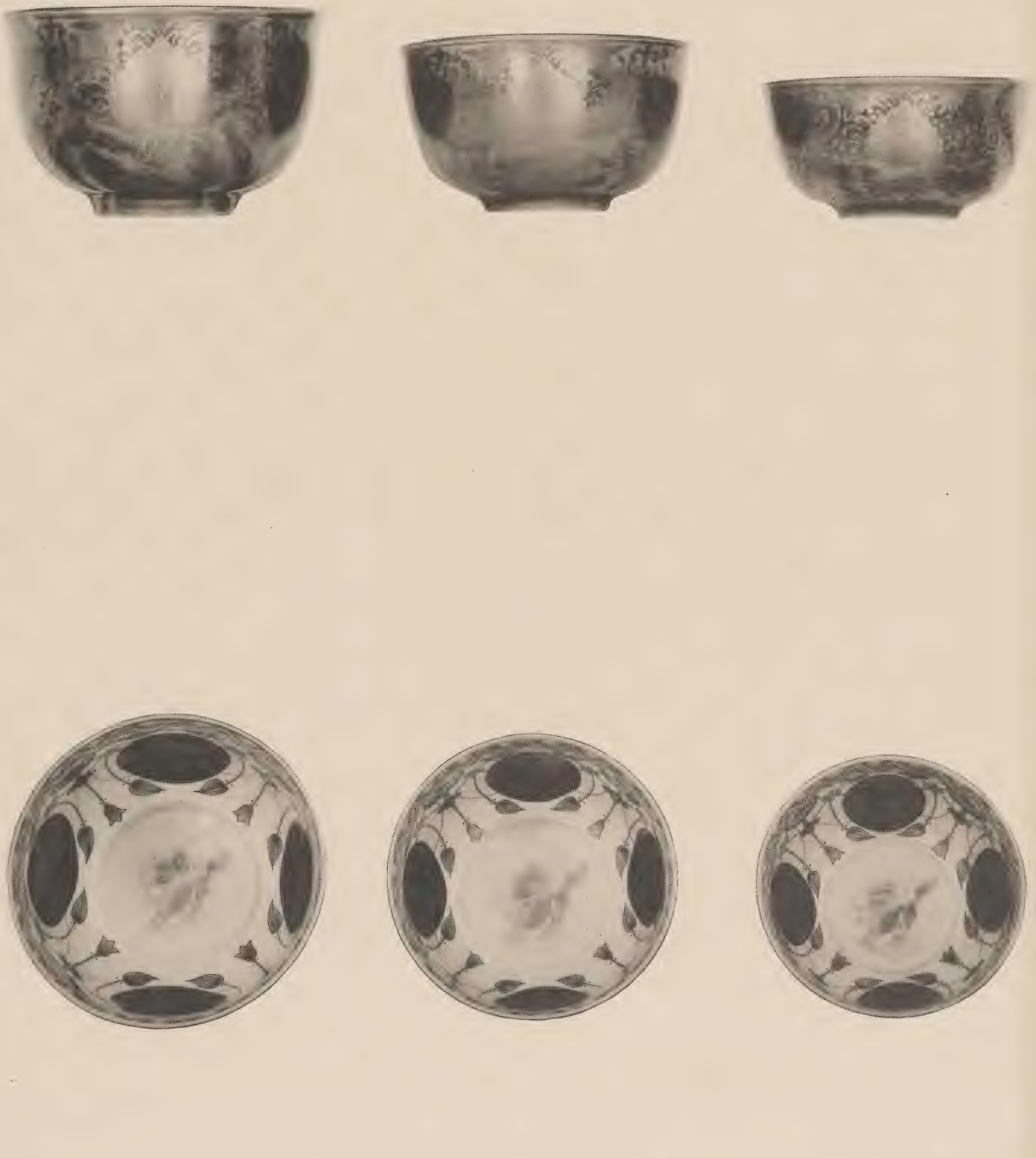
大各高二寸五分　徑三寸八分

中各高二寸　徑三寸五分

小各高一寸七分　徑三寸二分







第七　伊萬里窯錦手四方瓶子　大小二箇

大　高八寸

小　高七寸四分

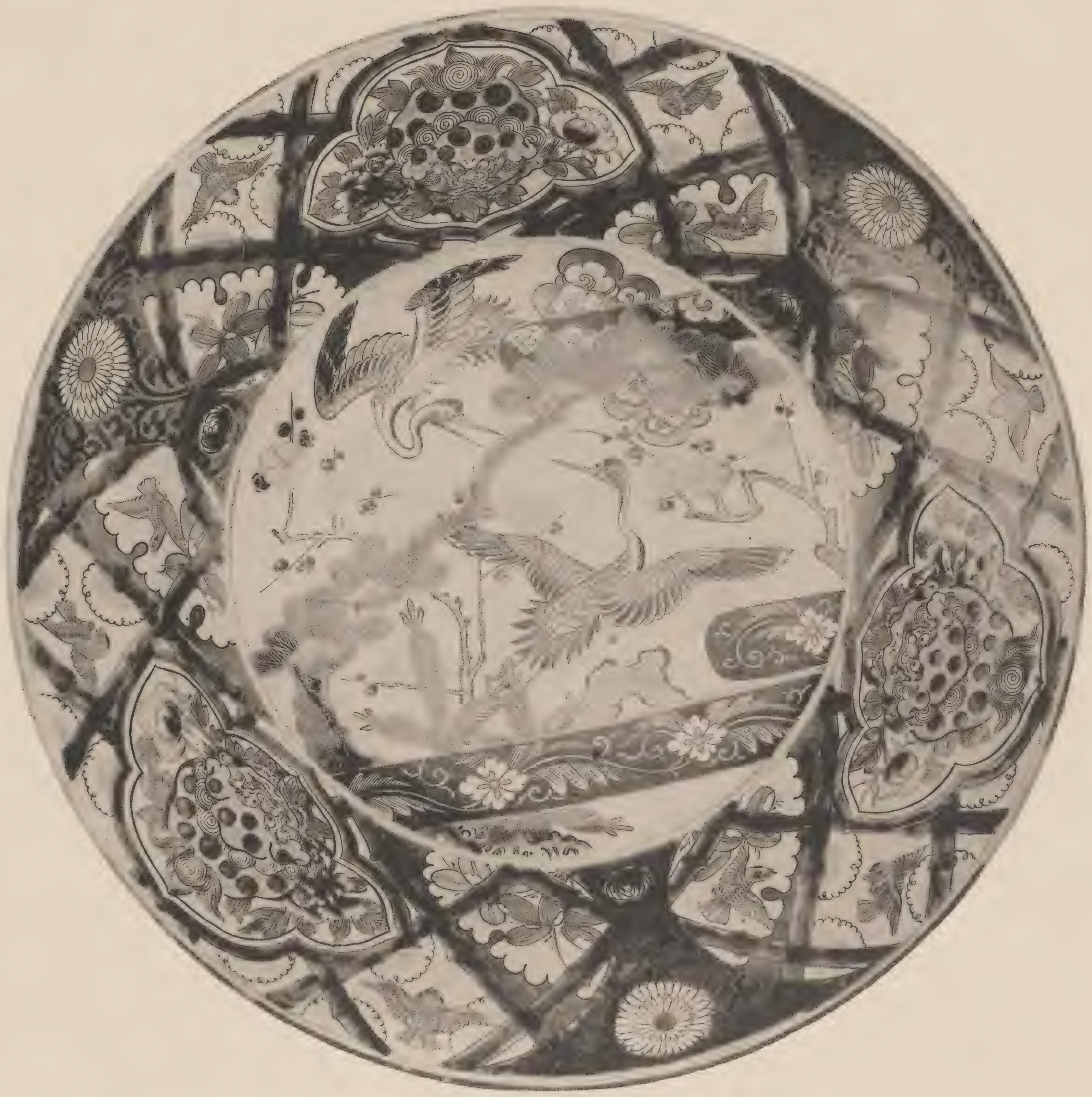




第八　伊萬里窯松竹梅模様大鉢

高三寸一分　徑一尺七寸八分





第九　伊萬里窯器

伊萬里窯錦手菓子皿

高一寸三分　徑六寸三分

伊萬里窯錦手菊形大丼

高四寸　徑八寸九分









第十　伊萬里窯器

伊萬里窯錦手八角壺

高一尺七分

伊萬里窯小町繪中皿

徑九寸五分



第十一　伊萬里窯器

花鳥繪酒瓶　柿右衞門作

高一尺

童子置物　柿右衞門作　一對之一

高八寸六分

唐子繪皿　柿右衞門作

高一寸三分　徑七寸

柿右衞門は酒井田氏、肥前國有田の人なり、始め窯を南河原に開きて製陶に從事せしが、元和元年豐臣秀吉の臣高原五郎七に從て南京燒の傳を受け、始めて所謂白手燒を製す、正保三年支那の陶工某來りて長崎にあり、柿右衞門卽ち就てその法を學ぶ、某赤繪の術を敎ふるも、錦手の秘法は吝みて之を傳へず、柿右衞門發憤して、苦心經營、又有田の陶工東島德左衞門と謀りて遂に錦手の製法を發明す、古伊萬里と稱するもの是れなり、伊萬里燒の稱、天下に喧傳するに至りしは、實に此の人の出でしに因る、其後子孫相承くること十二世、皆な柿右衞門を稱して製陶を業とす、就中初世、二世、三世の三代の柿右衞門、最もその技に精しく、屢〻幕府侯伯の需に應じ、又支那和蘭に輸出して、本邦陶技の精妙を海外に發揚せり。



第十二　鍋島窯器

鍋島窯蓮鷺繪三足平鉢

高二寸八分　徑九寸二分

鍋島窯柳鷺繪平鉢

高二寸五分　徑一尺一寸二分

鍋島侯歴世陶磁を愛し、その技を勸奬すること尤も力む、慶長三年直茂の朝鮮より凱旋するや、彼地より陶工を伴ひ歸り、窯を有田に開かしむ、爾來有田磁器の名、天下に甲たり、享保年中、藩主又官窯を大河內に起し、以て侯家日用の器具、並に幕府進貢の品物を造らしめ、その他の陶器を產することを禁じ、從業の工人は總て之を藩籍に入れて以て隨意に其の技を研磨せしむ、さればこの地の陶業はこの侯家の周到なる庇護によりて、異常の發達をなし、技術の精微と、色彩の鮮麗と、殆んど肥前諸窯に冠たるに至る、今日世人の色鍋島と稱して寶玩措かざるものは卽ち之に屬す。



第十三　鍋島及平戸窯器

鍋島窯花瓶

高一尺二分　口徑九寸八分

鍋島窯香爐

高四寸五分

平戸窯狗子香爐

高三寸四分

九州の諸侯皆な陶磁を愛し、各官窯をその領内に起し、互に産する所の器物の精良を誇示せり、就中肥前の鍋島氏、松浦氏、肥後の細川氏、薩摩の島津氏の如き最も著はる、平戸は卽ち松浦氏の領地なり、始め慶長年中朝鮮の陶工巨關といふもの、平戸に來りて、松浦侯の藩籍に歸化し、今村姓を許され、陶窯を開きたるを以て平戸窯の濫觴となす、其後巨關の孫、今村如猿に至りて窯を三河內に移す、是れより三河內燒の名あり、然れども當時其の技未だ精しからず、明曆年中、此の地の陶工有田の巧を傳へて、靑華磁器に彩畫を施し、以て世人の賞讃を受けたり、尋で寶曆年中に至り、藩侯更に命じて官窯を起し、專ら侯家所用の品を造らしめ、私に販賣することを禁ず、今日平戸燒と呼びて珍重せらるゝものは此の藩窯の所産なり。





第十四　秋草繪菓子鉢　乾山作

高四寸一分　徑六寸四分

緒方乾山は新三郎と稱し、紫翠深省と號す、實に畫師靑靑光琳の弟なり、始め京師に住し、雙ヶ岡に移り、又鳴瀧村に隱棲し、その皇都の乾隅に當れるを以て乾山と號す、畫を善くし、且つ好みて陶器を製す、その模樣は皆な手筆にかゝり、末に欵署を附す、甚だ雅致あり、世に之を乾山燒と稱す、殊に點茶家の愛玩する所たり、又和歌を廣澤長好に學び、茶法を藤村庸軒に受け、共に其の道に長ず、晩に江戶に遊び、入谷に住し、屢々陶業を以て東叡山に出入す、寛保三年六月二日江戶に歿す、年八十一、その辭世に曰く、放逸無慙、八十一年、一口呑却、沙界大千と、以てその放達なる襟懷を窺ふべし、想ふに深省の畫は光琳に出でゝ、別に自ら一家をなす、風骨の疏宕なるは却て乃兄に勝るものあり、若しその陶技に至りては風韻孤戛逸趣横生す、固より尋常工匠の流に非るなり。



第十五　粟田及出雲窯器

粟田窯刈草人物像

高五寸八分

出雲窯大黑天像

高五寸三分

出雲窯蛭子像

高五寸八分

元和の初、陶工九郎右衛門、窯を京都粟田口に築き、專ら外國風の陶器を燒く、之を粟田窯の濫觴となす、寛永中、名工仁淸の此の地に來り、陶器に彩畫を附するの法を開くに及びて、面目大に揚がる、正保中錦光山の錦手あり、寛政中奥田頴川出で、門人木米、龜祐と共に支那磁器の法を研究し、大に此の窯の聲價を高む、爾來名工輩出し、彩畫描金の術益〻進み、秀麗精妙の器物を產出し、以て日本窯器界の雄鎭たるに至れり、出雲窯は樂山、布志名の二窯を總べて謂ふ、慶安年間長門萩の陶工、倉崎權兵衛といふもの、藩主の召に應じて出雲松江の樂山に移住し、萩より粘土と釉石とを齎して製陶に從事す、是れ樂山窯なり、その後暫く中絶せしが享和元年、長岡住右衛門之を再興し、子孫相繼ぎて今日に及べり、八束郡湯町にある布志名窯は萬治元年權兵衛の弟子加田半六の創むる所なり、寛政中名工土屋善四郎あり、時に國主松平不昧、亦た好古にして鑒識に精し、善四郎及び住右衛門に命じて茶器を作らしむ、所謂不昧好み是なり、是より後、出雲窯の名、始めて天下に重し。



第十六　京窯茶具

水注　木米、東海合作

高六寸七分

茶注　木米作

高三寸七分

茶盒　木米作

高四寸二分

青木木米、名は玄佐、通稱を木屋佐兵衛といひ、又八十八ともいふ、因て八十八を縮めて米となし、自ら木米といふ、中年病むで耳聾するに及び、更に聾米と稱し、別に九九鱗、古器觀の號あり、尾張の人にして、京都に住す、文政年間、窯を粟田に開き、陶業に從事し、幾もなく清水に移れり、人となり風流文雅、書を善くし、畫に工に、又能く書を讀む、始め大阪に遊び、朱琰の陶說を得て之を讀み、感ずる所あり、乃ち陶窯に志し、奥田頴川に就て技を學び、遂に青華白地及び青磁の法を極め、支那朝鮮交趾諸窯の摸寫に於て、能く眞を亂すものあるに至る、洵に近代陶工中の絕藝たり、頗る儒雅の交を好み、賴山陽、田能村竹田等と應酬せり、天保五年歿す、年六十七、茲に載する所の水注は卽ち吳州寫と稱するものにして、東海との合作にかゝるといふ、岳東海、名は融、字は子陽、通稱太仲、參河の人なり、江戸に出でゝ餘熊耳の門に入る、帷を下して敎授す、享和三年歿す、年六十九、按ずるに東海未だ陶技に精しきことを聞かず、且つ木米と年齒稍、隔れるが如し、暫く傳說を記すのみ。



第十七　九谷窯山水圖大平鉢　久隅守景下繪

高三寸四分　徑一尺五寸

九谷窯は慶安年間、加賀大聖寺藩主前田利治、その臣田村權左衞門に命じ、江沼郡大日山麓九谷村に窯を起さしめたるに出づ、利治の男利明は、萬治年間家臣後藤才次郎を肥前有田に遣し、陶器彩釉の法を學ばしめ、又九谷に於て製陶せしむ、有名なる畫師久隅守景（もと加州の人なり）來りて此の地に遊ぶ、依て之に畫かしめて製する所を守景下繪といふ、是に於て九谷の窯業大に起る、後世古九谷と稱するものは是れなり、已にして業稍衰ふ、文化七年吉田屋傳右衞門その業を再興し、又窯を同郡山代村に移し、九谷の土石を運搬して製す、之を吉田屋窯といふ、時に陶畫工飯田屋八郎右衞門、支那の陶畫譜を得て發明する所あり、赤釉に金泥を加へ、鮮美秀麗なる陶器を製す、之を八郎畫金襴といふ、尋で大藏清七（壽閑と號す）淺井幸八（相鮮亭一毫と號す）あり、又安政五年、工人莊三、友三等山代村の傍に新窯を開き、盛に金襴手を出す、以上諸窯に於て製する所を通じて九谷窯器といふ。



第十八　九谷窯器

九谷窯花鳥圖緣唐草模樣大平鉢　久隅守景下繪

高二寸九分　徑一尺四寸二分

九谷窯瓢簞模樣端反大平鉢

高二寸五分　徑一尺三寸一分



第十九　九谷窯器

九谷窯鶴龜繪茶盌

高二寸三分　徑三寸二分

九谷窯唐兒繪菱形香爐

高二寸七分

九谷窯赤繪水注

高五寸五分

九谷窯赤繪桝鉢

高三寸三分







第二十　備前窯器

備前窯鷺香爐

高六寸三分

備前窯諫鼓香爐

高一尺六寸

備前の窯器は和氣郡伊部村を中心として、その附近より産する所のものを通じていふ、應永年間始めて窯を伊部に開く、然れども僅に農具を産するのみ、天正年間その業大に進み、茶壺、茶盌、偶像の類を製せり、後世之を古備前といひ、その良工に三日月六兵衞あり、又一工人櫻花の記號を印するものあり、亦能く茶器を作る、古來此の地の陶工に六姓あり、森、木村、頓宮、金重、大饗、寺尾是なり、天正十年羽柴秀吉軍を此地に駐め、深く六姓製陶の技を賞し、殊遇を與ふ、後に關白となるに及びて屢〻その窯器を貢せしむ、寶曆以後國主工人に命じて幕府へ進獻する香爐、置物類を製せしむるを例とす、備前窯中最も精妙の品たり、又別に此の國の東偏和氣郡伊里村の閑谷に閑谷窯あり、その製器世に存するもの稀なるが故に、殊に世人の珍愛を受く。



第二十一　備前窯器

閑谷窯雞香爐

高一尺五分

備前窯普賢菩薩置物

高四寸七分

備前窯牡丹獅子香爐

高七寸七分



第二十二　薩摩窯器

薩摩窯山水繪四方細口花瓶
高六寸一分

薩摩窯獅子蓋鼎香爐
高六寸九分

薩摩窯絲卷香爐
高四寸

薩摩の陶業は應仁文明の世に始まる、慶長中藩主島津義弘の征韓の役より歸るに際し、朝鮮の陶工十七人を率ゐ來り、之を鹿兒島の高麗町に置き、窯を築きて茶器類を製せしむるに至つて、其の業最も盛なり、所謂十七人とは、伸氏、李氏、朴氏、卞氏、姜氏、陳氏、鄭氏、車氏、林氏、白氏、朱氏、崔氏、沈氏、盧氏、金氏、何氏、丁氏是れなり、藩主は更に此の十七姓中の良工を選びて、大隅國帖佐に於て陶器を造らしむ、是れ所謂古薩摩なり、陶質緻質、細微なる碎裂紋を現し、色澤溫潤にして、釉色鮮麗なり、寬永年間、窯を帖佐より、再び薩摩の竪野に移し、更に田野浦に移す、時に十七姓の一人朴興用といふもの、白土を國中諸地に撿出し、苗代川村に開窯し、白色の良器を製す、工人多く遷り住み、頗る名工を出す、寬政年間、藩主齊宣工人に命じて、白磁に金襴の綵紋を施さしむ、是れ卽ち錦手にして、專ら侯家の用に供するのみ、後に仁阿彌道八の來りて粟田の陶技を敎ふるに至りて、古窯の風一變す、世に卵手といふ者是なり。



第二十三　薩摩窯器

薩摩窯飛雲模様三足香爐　銀網菊花透彫火屋附

高二寸五分

薩摩窯松竹梅鶴繪八角香爐　銀七寳繋火屋附

高三寸

薩摩窯格子透菊水模様四方香爐　銀格子透彫火屋附

高二寸五分

薩摩窯菊慈童繪香爐　金菊透彫火屋附

高二寸五分



第二十四　薩摩窯器

薩摩窯林和靖繪茶盌　大貳探元下繪

高二寸八分　徑三寸四分

薩摩窯一葉繪茶盌

高三寸　徑縱三寸九分　橫四寸一分

帖佐窯茶盌

高二寸六分　徑四寸八分

薩摩窯義弘公御判手茶盌

高二寸一分　徑縱四寸四分　橫三寸二分

帖佐窯は島津氏が朝鮮より携へ歸れる十七陶工中の技術優秀なるものを大隅國姶良郡帖佐の地に徙し、玆に窯を開きて、專ら茶器を製せしめたるに始まる、其技最も精妙、薩摩諸窯中の逸品たり、後に帖佐の窯は鹿兒島に移され、其業廢絕したりしも、工人の遺法を傳ふるもの、同國龍門司坂の麓に窯を起して、再び帖佐樣を造る、是れ卽ち龍門司窯なり。

島津氏の陶業を奬勵するや、拮据經營、餘力を遺さず、蓋し其の茶器愛玩の習癖に因ると雖も、又名器を自國に產出して、以て海內諸雄藩に誇らんとせしなり、されば藩侯屢〻陶場に臨み、意に適したる作品には、親ら印を押せり、世に之を御判手と稱す、而して玆に載せたる最後の茶盌は卽ち義弘の御判と傳ふるもの、以てその製作の古と技法の妙とを知るべし、又探元下繪と稱するものあり、宋の高士林和靖を畫ける茶盌はその一例なり、大貳探元名は守廣、法橋に敍せらる、薩摩の人なり、畫を探幽に學び、最も山水に長ず。



第二十五　朝鮮及唐津窯器

朝鮮窯雲鶴筒茶盌　高四寸

朝鮮窯雨漏茶盌　高二寸九分　徑四寸五分

朝鮮窯彫三島茶盌　高二寸二分　徑四寸八分

唐津窯扁壺花瓶　高六寸四分

我が邦の文化は朝鮮に負ふ所少なからず、然れども概ね王朝以前の事に屬す、獨り陶磁の一業は近世に至つて大に我が工技を開發せり、九州諸窯並に長門の萩窯の如き、皆な此の國民の指授に待つ所多かりき、蓋し又高麗朝に於ける工藝進歩の餘勢ならずんばあらず、惜むらくは此の土の陶技、文獻の徵すべきもの殆んどなく、僅に我に舶來して現存せる古器物と、並に近時の出土品とに縁りて、その大略を窺ひ得べきに過ぎざるのみ、卽ちその名稱の如きも、或は模樣により、或は舶載の因縁により、世の骨董家が妄に附したるに過ぎず、雲鶴は地紋に雲鶴を畫き、上に砧手青磁の如き釉水をかけたるものをいふ、玆に載するものは古雲鶴と稱するものなり、三島は表面の模樣、宛かも三島暦を見るが如きを以て、又一に暦手といふ、雨漏は卽ち雨溜の如き斑紋あるに因つて名づく、是等の諸器、大概高麗朝より李朝の初期に亘りて在り、頗る精巧典雅なる遺品を存せるに、今はその窯址さへ僅に一二所を發見したるのみ、痛恨事といふべし、最後の唐津窯花瓶は世に朝鮮唐津と稱するものにして、天正より寛永に至る間に、土及び釉を朝鮮に仰ぎ、我が肥前の唐津にて燒きしものなりといふ。





第二十六　曜變天目香爐　銀桐鳳凰透彫火屋附

高三寸三分

我が邦中古以來、支那の盌盞香爐の類を傳ふるもの多し、稱して天目釉といふ、天目は傳へて當時陶窯の在りし所となせども、恐くは彼の土に渡りし我が僧侶は多く四明の天目山附近に集るを以て、その地にて購ひ歸りしより、因て天目と名けしものならん、その曜變と稱するものは、君臺觀左右帳記の建盞を記せる條に、建盞の內の無上也、世上になきものなり、地はいかにも黑く、濃き瑠璃薄き瑠璃の星ひたとあり、又黃色白色濃く薄き瑠璃などの色々まじりて錦のやうなる藥もあり、萬疋の物なりといへり、以てその室町時代以降珍重せられしを知るべし、按ずるに曜變は窯變の訛なること殆んど疑なし、尺素往來に建盞胡盞天目饒州油滴窯變といへり、卽ち窯にある器物が、火候と窯中並に釉料中に含む雜物との變化によりて種種の紋樣を現すものなり、陶錄に曰く、窯變の器に三あり、二を天工となし、一を人巧となす、天工に由る者は、火性幻化、天然にして成る、昔より傳へて屛風變じて床舟となり、冰缶凍つて花卉村景となり、宋盌暑を經て腥物を腐らさずといへるが如し、乃ち世、多く覯はず、又均哥の如き、本色の泑燒を經て忽ち退き、他色と變じ、及び諸物となるが如し、然れども是れ時に有る所の者也、其の人巧に由る者は工故らに泑を以て幻色物態を作り、直に之を名けて窯變といふ、殊に數、見はる、鮮なからざるのみと、而して我邦にては特に其の徧地に整齊なる細花紋を現せるものを曜變と名づく、蓋し好事の徒、その紋樣を九曜七曜に象りて曜變の字を製し、以て他の普通の窯變に別ちしものならん。



第二十七　天目茶盌

玳皮盞天目茶盌　同內面
高一寸八分　徑四寸九分

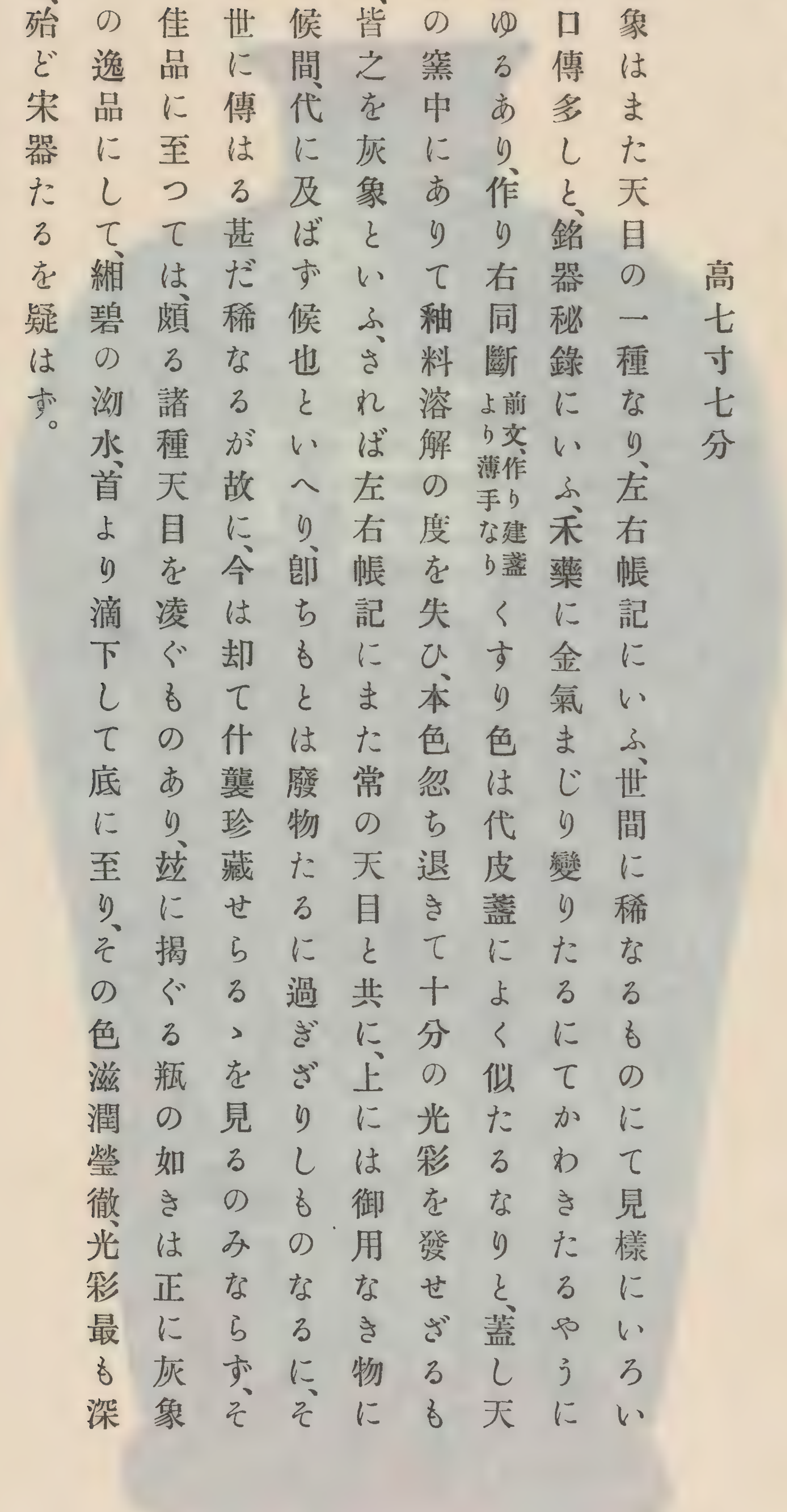
建盞天目茶盌　同內面
高二寸六分　徑三寸八分

黃天目茶盌　同內面
高二寸八分　徑三寸九分

古瀨戸天目茶盌　同內面
高二寸一分　徑四寸

玳皮盞、建盞、黃天目は皆な所謂天目釉の一種なり、玳皮盞は君臺觀左右帳記にいふ、能（音台、玳と同じ）皮盞、是れも天目の土にて藥黃に飴色して、薄紫の星內外にひしとあり、代やすしと、未だ支那の陶書に此の器に當るべき名を見ず、建盞は俗に所謂芒手なり、陶錄にいふ、建州窯は宋代より出づ、今の建寧府建陽縣たり、建安に始り、建陽に遷る、元に入つて猶ほ盛なり、盌盞多くは撆口にして體稍、薄く、色淺黑にして黃兎斑あり、滴珠大なるものは眞なり、宋の時、茶に撆盌を尙ぶ、建安の兎毫盞を以て上となすと、又左右帳記に曰ふ、建盞は油滴にも劣るべからず、地藥黑く銀の如く金走りて同じく油滴の如く星あるもあり、三千疋と、以てその珍貴なるを見るべし、黃天目は同記にいふ、灰かつきに紛るゝ物にて候、大に違ひたる約束有之、尙ほ口傳多しと、是等諸種の天目に倣ひて我邦初代藤四郎の作りしもの、之を古瀨戸天目といふ、加藤四郎左衞門春慶、世に藤四郎と稱す、貞應二年僧道元に從ひて入宋し、陶法を學ぶこと五年、安貞元年歸朝し、尾張國春日井郡瀨戸村に良土を得、業を茲に開く、是れ所謂瓶子窯にして、實に瀨戸窯業の濫觴なり。（因みにいふ、茲に載する黃天目はもと松花堂以來男山瀧本坊に藏する所にして、文政六年銀六貫目を以て藤野忠兵衞に讓りしものなりといふ、）





第二十八　灰象瓶

高七寸七分

灰象はまた天目の一種なり、左右帳記にいふ、世間に稀なるものにて見様にいろいろ口傳多しと、銘器秘錄にいふ、禾藥に金氣まじり變りたるにてかわきたるやうに見ゆるあり、作り右同斷（前文作り建盞より薄手なり）くすり色は代皮盞によく似たるなりと、蓋し天目の窯中にありて釉料溶解の度を失ひ、本色忽ち退きて十分の光彩を發せざるもの、皆之を灰象といふ、されば左右帳記にまた常の天目と共に、上には御用なき物にて候間、代に及ばず候也といへり、卽ちもとは廢物たるに過ぎざりしものなるに、その世に傳はる甚だ稀なるが故に、今は却て什襲珍藏せらるゝを見るのみならず、その佳品に至つては、頗る諸種天目を凌ぐものあり、玆に掲ぐる瓶の如きは正に灰象中の逸品にして、紺碧の泑水、首より滴下して底に至り、その色滋潤瑩徹、光彩最も深し、殆ど宋器たるを疑はず。



第二十九　青華磁器

染付雲堂火入　高二寸八分　徑三寸五分

染付人物圖香爐　祥瑞作　高三寸

染付太宗香爐　高二寸七分

染付銀杏形香合　高一寸四分

染付香爐　安南窯　高三寸五分

染付瓢形香合　祥瑞作　高一寸二分

古支那の窯器は青瓷に止る、青華白地卽ち所謂染付の技は何の代に始まるを知らず、蓋しまた明以前よりありて、明に入つて漸く盛なり、按ずるに江西饒州府浮梁縣景德鎭の地、陶に宜しきを以て、宋の景德中、監を置きて督造す、饒州窯是なり、格古要論に、御土窯は體薄くして潤、色白く花青く、定器（定窯）に較ぶれば少しく次ぐといへるを以て、前人或ひは宋代に於ける青華磁器の濫觴となせども、未だ詳ならず、元代又此の地に提領を置き、官命によりて製器を供せしむ、明の洪武三十五年御器廠を設け、官窯六所を開きてより以降、歴代の天子皆な監官を置き、製陶を奬勵したりしかば、鎭陶の名、大に天下に鳴る、又饒州以外の地にも窯場に乏しからず、宣州窯（福建）隴上窯（甘肅平涼）歐窯（江蘇常州）横峯窯（江西廣信）德化窯（福建泉州）處窯（浙江處州）許窯（河南許州）懷慶窯（河南懷慶）宜陽窯（河南宜陽）登封窯（河南府）陝州窯（河南陝州）兗州窯（山東兗州）廣窯（廣東肇慶）等明代最も著はる、支那の窯器は明に入りて、その大觀を集むといふべし、茲に載するものは明窯青華磁の一種なり、就中太宗香爐は我が邦に傳へて染付の最古となす、唐太宗製の四字を書するを以て名づく、尋で雲堂あり、飛雲と樓閣とを畫く、又古染付の選なり、安南器は卽ち安南國の工人が支那の青華器に倣ひて作れるものなりといへども、果して安南より傳へたるものなりや否や、明にし難し、祥瑞に至りては次葉に說明する所あらん。

果して安南より傳へたるものなりや否や明にし難し、[illegible]に至りては大葉に[illegible]明する所あり、
付の[illegible]なり安南[illegible]は[illegible]も安南國の三人が支那の[illegible]に倣ひ[illegible]けるものなりといふ、
蓋しさもあらん、唐太宗碑の四字を書するを以て名づく、[illegible]で[illegible]堂あり、飛雲と[illegible]を[illegible]へ又古染
といふべし、甚に載するものは[illegible]の一種なり、明中太宗香爐は[illegible]が[illegible]に傳へて染付の
陝州窯[illegible]定州窯[illegible]名[illegible]代の[illegible]は支那の[illegible]は[illegible]に入りてその大[illegible]を[illegible]
[illegible]
したりしが[illegible]の名大に天下に聞ゆ、又[illegible]州以外の地にも[illegible]に之しからず[illegible]州窯[illegible]
[illegible]
[illegible]
花青へ定[illegible]器に[illegible]はじしく、大[illegible]といへるを以て、前人或ひは宋代に於ける青華[illegible]器の[illegible]
を以て其の[illegible]中[illegible]を置きて[illegible]を[illegible]古[illegible]に[illegible]して[illegible]白と
明以前よりありて明に入りて[illegible]く盛なり、就中[illegible]江西[illegible]州[illegible]の[illegible]に[illegible]し
古支那の[illegible]は青華に止まる青華白地[illegible]も所謂染付の[illegible]は何の代に始まるを知らず、蓋しまた

高三寸五分
染付香爐　[illegible]

高二寸七分
染付太宗香爐

高二寸八分　徑三寸五分
染付[illegible]大人

高一寸二分
染付[illegible]香合　[illegible]作

高一寸四分
染付[illegible]形香合

高三寸
染付人物圖香爐　[illegible]作

第二十九　古染付[illegible]





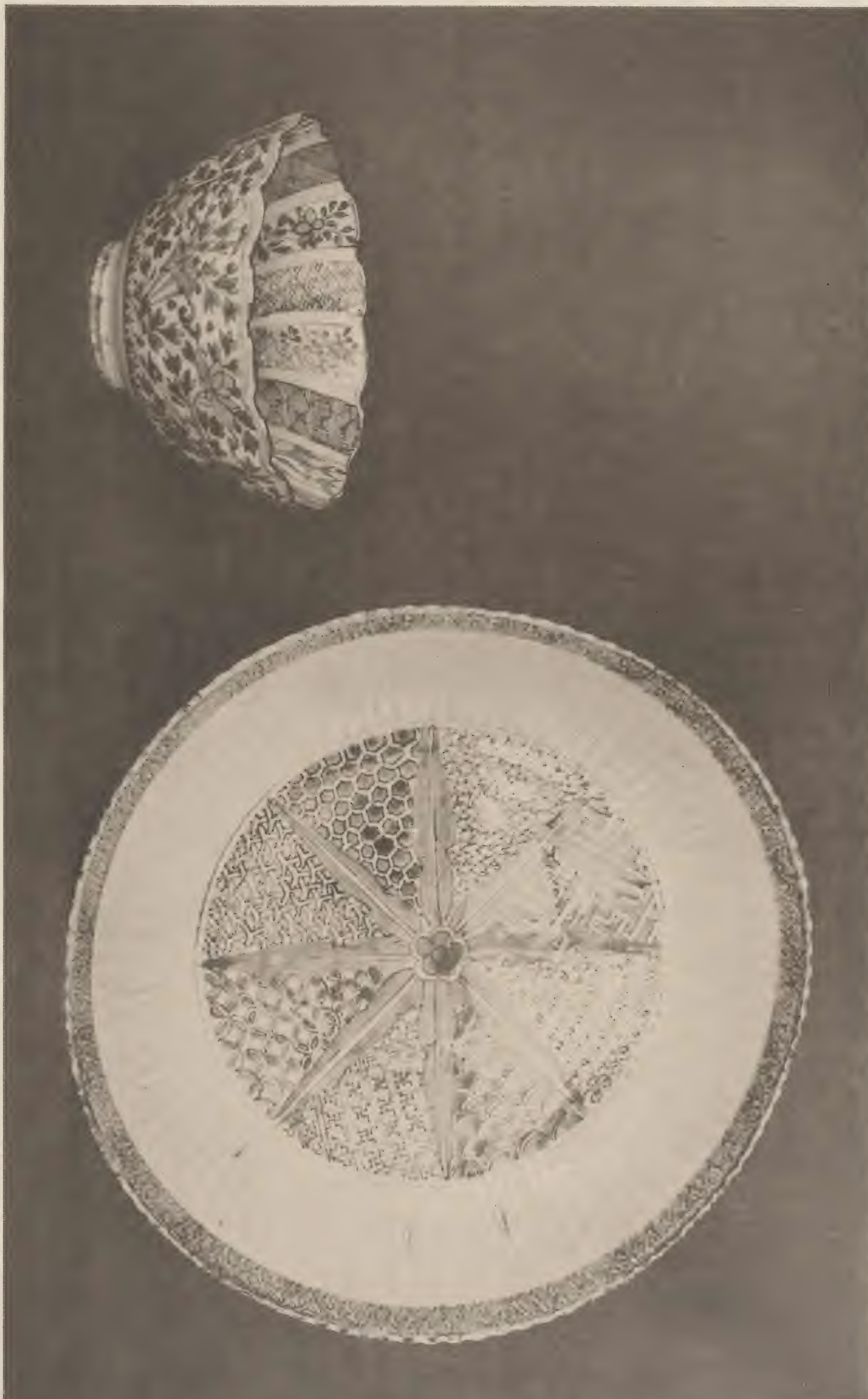
第三十　シノギ平皿　祥瑞作

高二寸三分　徑一尺二寸

內捻菓子鉢　祥瑞作

高三寸三分　徑七寸五分

祥瑞は伊勢松坂の人なり、氏を山田（又伊藤ともいふ）といひ、則之と名づけ、五郎太輔と稱す、幼にして製陶に從ふ、後支那の磁窯の法を究めんと欲し、後柏原天皇の時、明に航してその技を學び、江南に在りて陶磁を製す、時に日本に輸入るすものあり、銘して吳祥瑞、又は五郎太甫といふ、永正十年六月歸朝し、窯を唐津、有田等に築き、青華磁器を創製す、是れよりその法天下に洽ねし、洵に初代藤四郎と共に本邦窯業界の二大恩人といふべし、或はいふ、吳祥瑞は卽ち五郎太輔が就いて學べる支那の陶工にして、兩者全く別人なりと、姑く一說に備ふ、玆に揭ぐる平皿と菓子鉢とは、その作にかゝる、平皿の底には大明成化年製の銘あり、菓子鉢の底には大明嘉靖年製の銘あり、卽ち一は成化窯に倣ひ、一は嘉靖窯に倣ひしものなり。



第三十一　青華磁蓮唐草模樣花瓶

高二尺五寸一分

陶說に曰く、瓷器青花霽青大釉は、悉く青料に藉る、浙江の紹興、金華二府に屬する所の諸山に出づ、按ずるに晋に縹瓷といひ、唐に千峯翠色といひ、柴周に雨過天青といひ、吳越に秘色といふ、其後宋瓷諸色を具ふと雖も、而かも汝器の宋にて燒ける者は淡青色なり、官窯は粉青を以て上となす、哥窯、龍泉窯、色皆青し、陶器は青を貴しとなす也、白地青花も亦青料に資る、明の宣德には蘇泥勃青を用ひ、嘉靖には囘青を用ふ、青佳ならざるに非ず、然れども產地甚だ遠し、得べくして繼ぐべからず、工匠の弊、又防ぐに勝へずと、以て古來支那の陶器の青色を尙びしを知るべし、青瓷廢れて白地青花起る、淸朝に入りて青花の技、益精妙を極むると共に、又彼の金彩燦爛、人目を眩するが如きものを製出せり、是れ工人の巧思愈進むによると雖も、又青瓷に用ひたる青料の次第に減少して、之を遠地に仰がざるべからざるに至りし結果ならずんばあらず。



第三十二　青華磁山水圖花瓶

高二尺五寸四分



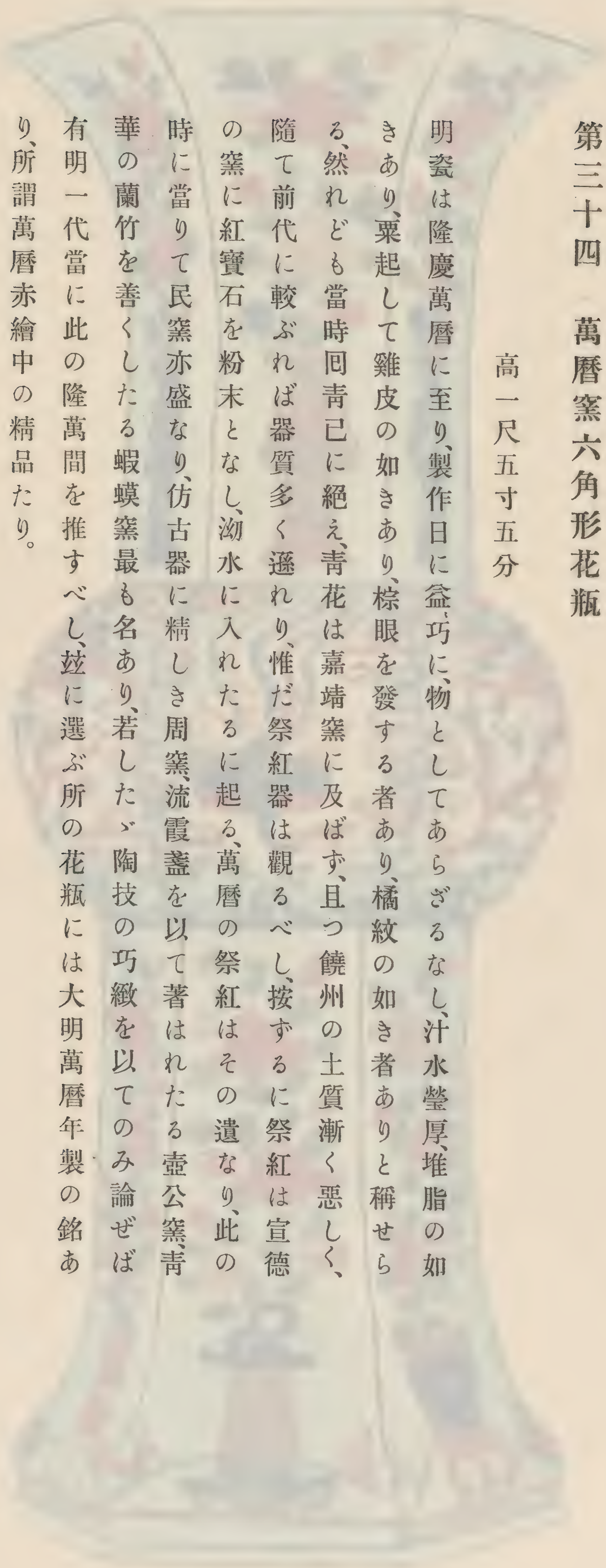


第三十三　成化窯龍魚模樣大平鉢

徑一尺八寸

陶錄に曰く、成化厰窯にて燒造する者は土膩埴質薄を尙び、五彩を以て上となす、靑は平等靑料を用ふ、宣器に及ばず、惟だ畫彩高く前後に軼す、畫手高く、彩料精なるを以て也、郭子章の豫章陶誌にいふ、成窯に雞缸盃あり、酒器の最たり、上に牡丹を繪き、下に子母雞を畫く、躍躍動かんと欲すと、唐氏肆考にいふ、神宗尙食御前に成盃一雙あり、錢十萬に値す、明末已に貴重すること此くの如しと、按ずるに昔明瓷を論ずる者、首に宣宣德次に成成化次に永永樂次に嘉嘉靖然れども宣の彩は未だ成の彩に若かず、その點染生動、丹靑家の能く及ぶ所に非るものあるなりと、この大平鉢は裏面に大明成化年製とあり、赤繪の一種なり、龍魚の意匠最も巧妙にして、備さに潑溂飛動の致を極む。





第三十四　萬曆窯六角形花瓶

高一尺五寸五分

明瓷は隆慶萬曆に至り、製作日に益〻巧に、物としてあらざるなし、汁水瑩厚、堆脂の如きあり、粟起して雞皮の如きあり、棕眼を發する者あり、橘紋の如き者ありと稱せらる、然れども當時囘青已に絶え、青花は嘉靖窯に及ばず、且つ饒州の土質漸く惡しく、隨て前代に較ぶれば器質多く遜れり、惟だ祭紅器は觀るべし、按ずるに祭紅は宣德の窯に紅寶石を粉末となし、泑水に入れたるに起る、萬曆の祭紅はその遺なり、此の時に當りて民窯亦盛なり、仿古器に精しき周窯、流霞盞を以て著はれたる壺公窯、青華の蘭竹を善くしたる蝦蟆窯最も名あり、若したゞ陶技の巧緻を以てのみ論ぜば有明一代當に此の隆萬間を推すべし、玆に選ぶ所の花瓶には大明萬曆年製の銘あり、所謂萬曆赤繪中の精品たり。



第三十五　交趾窯三彩瓢形花瓶

高一尺二寸

黑釉花卉圖瓶子形瓶

高一尺一寸七分

康熙窯青華梅模樣瓶子形瓶

高一尺二寸六分

交趾國の窯器、今に存する者甚だ多し、惜くらくは此の國未だ史籍の據るべきものあるを聞かず、隨つてその何の世に始まりしやを知らざれども、古器の我が邦に輸入せられしは、恐くは已に足利氏の世、海外と交通せし時代にあるならん、その釉色の油滑にして膩潤、一種古樸高雅の致あるは、大に我が國人の嗜好に投じ、仿造する者少なからず、近世青木木米、永樂保全の如きはその名手と稱せらる、玆に載せたる瓢形の花瓶は交趾三彩の選たり。

康熙窯は清朝康熙年間の製なり、始め順治十一年、景德鎭に御窯廠を建つ、康熙十九年九月始めて御器を燒造す、二十二年二月臧應選を遣して督理官となす、當時製作日に進み、磁質瑩薄、五彩兼ね備る、蛇皮綠、鱔魚黃、吉翠、黃斑點の四種尤も佳にして、澆黃、澆紫、澆綠、吹紅、吹青も亦美なりと稱せらる、督理官の名に因りて世に之を臧窯といふ。



第三十六　三彩牡丹蛺蝶圖花瓶

高九寸



第三十七　萬曆及乾隆窯器

乾隆窯青華磁草花模樣花瓶

高七寸八分

粉天釉鐵鉢形花瓶

高三寸九分

萬曆窯紫釉水瓶

高一尺五分

乾隆窯硃砂尊式瓶

高八寸一分

この青華並に硃砂の瓶には何れも大清乾隆年製の銘あり、按ずるに乾隆の時には內務府員外郎唐英陶務を管す、故に又唐窯と名づく、陶錄に曰く、公（唐英）深く土脈火性を諳んじ、愼みて諸料を選む、造る所倶に精瑩純全なり、又古名窯諸器に倣肖するに、美を媲べざるなく、各種の名釉に倣ふに、巧合せざるなし、工を萃め能を呈す、盛備せざるなし、又新に洋紫法、青抹、銀彩水墨、洋烏金、法瑯畫法、洋彩烏金、黑地白花、黑地描金、天藍窯變等の釉色の器皿を製す、土は則ち白壤にして埴體厚薄惟れ膩なり、廠窯此に至つて集めて大成せりと、以て其の盛を知るべし、唐英又嘗て上旨を奉じ、陶冶圖說二十張を作りて進呈せり、朱笠亭が陶說の卷首に置きしもの是なり。



第三十八　乾隆窯五彩玉堂富貴圖大花瓶

高二尺二寸七分

是より以下第四十葉の諸器に至るまで皆な大清乾隆年製の銘あり、思ふに乾隆には督理官唐英の熱心なる勸奬あり、陶業爭でか振はざるを得ん、古窯器攷に廠窯の盛を述べて曰く、其規範は則ち定、汝、官、哥、宣、成、嘉靖、佛郎の好樣、一窯に萃り、其彩色は則ち霽紅、礬紅、霽青、粉青、冬青、紫綠、金銀、漆黑、雜彩、宜きに隨ひて施す、其器は則ち規あり、萬あり、廉あり、挫あり、或は崇く、或は卑く、或は侈、或は斂、或は素、或は彩、或は堆、或は錐、又瓜瓠花果、象生の作あり、其畫染は則ち山水人物花鳥、寫意の筆、渲綠の製、四時遠近の景、名家を規撫し、各元本あり、是に於てか戧金、鏤銀、琢石、髹漆、螺甸、竹木、匏蠡の諸作、陶を以て之を爲し、仿傚して肖せざるなし、則ち玆の陶の一事、之を造化の秘を洩すと謂ふて可なり、之を文明の端を佐くと謂ふて可なり、陶ありて以來、未だ今日の美あらずと。



第三十九　乾隆窯器

乾隆窯瑠璃梅花浮模様瓶
高一尺三寸三分

乾隆窯淺絳釉草花模様瓶
高一尺八分

乾隆窯淺絳釉雲蝙模様瓶
高一尺六寸五分



第四十　乾隆窯器

乾隆窯木瓜形花瓶

高一尺八寸九分

乾隆窯茶葉磁花瓶

高一尺七寸二分



第四十一　青磁浮牡丹花瓶

高一尺六寸三分

古陶窯の史籍に現はれたるものは唐の越州窯（浙江省紹興府）を以て首となす、其の後呉越に秘色窯（卽ち越州）あり、後周に柴窯（河南省鄭州）あり、然れども此の諸窯は年代已に古く、製器の世に傳はるもの殆どなきが故に、皆な考ふべからず、論者は斷じて宋の定窯（直隷省眞定府）以後のものを採る、尋で汝窯（河南省汝州）あり、官窯（河南省開封府）あり、南渡後修內司窯（浙江省杭州）あり、哥窯、龍泉窯（浙江省處州）あり、吉州窯（江西省吉安府盧陵縣永和鎭）あり、象窯（浙江省寧波府象山縣）あり、董窯（出處未詳）あり、均州窯（河南省禹州）あり、磁州窯（河南省彰德府磁州）あり、建窯（福建省泉州府德化縣）あり、饒州窯（江西省饒州府浮梁縣景德鎭）あり、是れ皆な趙宋の舊窯にして、哥、龍泉、均、建の諸窯は、時に燒造して元明に及ぶものあり、饒窯は明に入つて始めて盛なり、以上は陶說說古の條に擧げたる窯名を列記するのみ、此の他の地方に存する陶窯亦た少なからず、而してこの諸窯は重に靑白磁を產し、時に雜色を製す、唯だ古は靑を貴しとなすのみ、靑華白地の如きは、明に入りて始めて著る、我が邦靑磁を傳ふること古く、秘色の名は已に源氏物語に見えたり、然れども古磁の今世に存するもの、大抵宋の官窯以下の製器にして、明代の倣造最も多きに居る、玆に載せたる浮牡丹の花瓶は未だその窯名を明にすること能はず、然れども器物已に大にして色澤また佳、葱翠滴らんと欲す、今に於て此の完好の作を得がたし、按ずるに古磁の紋樣を記するに劃花、繡花の語あり、前輩或はいふ、劃花は卽ち沈牡丹手にして、繡花は卽ち浮牡丹手の類なりと、一說に備ふべし。



第四十二　青磁器

砧青磁浮牡丹花瓶
高一尺三分

砧青磁桔梗口花瓶
高九寸

青磁盛盞瓶
高七寸三分

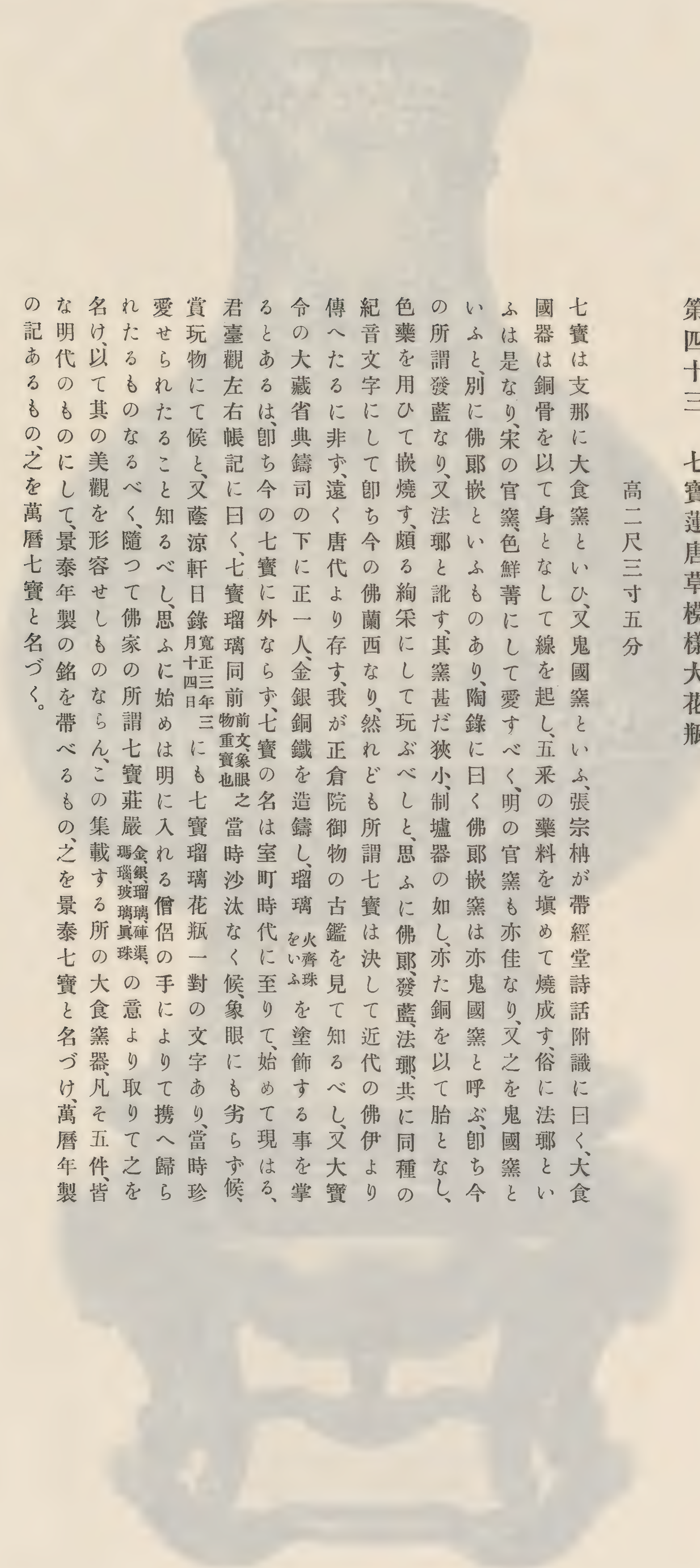
青磁福祿壽香爐
高三寸九分

飛青磁鼎形香爐
高六寸

古の青器を論ずるものは、必ず官、哥、定、汝を推す、而して我が邦別に砧、天龍寺、七官等の名あり、この彼我兩樣の名稱は、犬牙合はず、遂に紛綸して混淆するを致せり、按ずるに砧手は本邦に於ける青磁の最上品にしてその名は足利氏東山殿中に砧の槌の形をなせる青磁花瓶あり、其土質釉色を標準として名づけたるものなりといひ、又利休所持の青磁花瓶に響あるより取つて砧と名づけたるものともいふ、後説頗る附會に近きが如しと雖も、此の如き當時の所謂秀句は往往にして其例あり、必ずしも否定すべからず、而して前輩の砧手を説く者、博物要覽に所謂官窯は色の粉青なるを上となすと云へるを準據となし、官、修內司、汝、哥、龍泉董諸窯の製器を混入すといへり、要覽に次で又曰く、官窯の紋は氷裂、鱔血を取りて上となすと、説く者乃ちいふ、鱔血は鱔魚の血の如き黑褐色の斑點、釉面に散在せるものにして、我が邦に所謂飛青磁なりと、特に明の宣德には此種の倣造多かりしものと見え、淸秘藏に我が朝宣廟の窯器、氷裂鱔血紋の者は幾んど官汝窯と敵すといへり。







第四十三　七寶蓮唐草模樣大花瓶

高二尺三寸五分

七寶は支那に大食窯といひ、又鬼國窯といふ、張宗栫が帶經堂詩話附識に曰く、大食國器は銅骨を以て身となして線を起し、五釆の藥料を塡めて燒成す、俗に法瑯といふは是なり、宋の官窯色鮮菁にして愛すべく、明の官窯も亦佳なり、又之を鬼國窯といふと、別に佛郞嵌といふものあり、陶錄に曰く佛郞嵌窯は亦鬼國窯と呼ぶ、卽ち今の所謂發藍なり、又法瑯と訛す、其窯甚だ狹小、制爐器の如し、亦た銅を以て胎となし、色藥を用ひて嵌燒す、頗る絢采にして玩ぶべしと、思ふに佛郞、發藍、法瑯、共に同種の紀音文字にして卽ち今の佛蘭西なり、然れども所謂七寶は決して近代の佛伊より傳へたるに非ず、遠く唐代より存す、我が正倉院御物の古鑑を見て知るべし、又大寶令の大藏省典鑄司の下に正一人、金銀銅鐵を造鑄し、瑠璃（火齊珠をいふ）を塗飾する事を掌るとあるは、卽ち今の七寶に外ならず、七寶の名は室町時代に至りて、始めて現はる、君臺觀左右帳記に曰く、七寶瑠璃同前（前文、象眼之物重寶也）當時沙汰なく候、象眼にも劣らず候、賞玩物にて候と、又蔭涼軒日錄（寛正三年三月十四日）にも七寶瑠璃花瓶一對の文字あり、當時珍愛せられたること知るべし、思ふに始めは明に入れる僧侶の手によりて携へ歸られたるものなるべく、隨つて佛家の所謂七寶莊嚴（金、銀、瑠璃、硨渠、瑪瑙、玻璃、眞珠）の意より取りて之を名け、以て其の美觀を形容せしものならん、この集載する所の大食窯器、凡そ五件、皆な明代のものにして、景泰年製の銘を帶べるもの、之を景泰七寶と名づけ、萬曆年製の記あるもの、之を萬曆七寶と名づく。

[illegible]

[illegible]音文字にして即ち今の佛蘭西なり、然れども所謂七寶は決して近代の佛伊より[illegible]

[illegible]

高二尺三寸五分

第四十三　七寶瑠璃草花紋大花瓶



第四十四　七寶器

景泰七寶唐草模樣盛盞瓶

高一尺一寸

萬曆七寶唐草模樣鬼面耳中花瓶

高一尺三寸一分

景泰七寶唐草模樣龍鈕香爐

高七寸九分



第四十五　景泰七寶鳳凰置物

高六寸七分

黑地青貝平卓

竪一尺一寸二分　横二尺一寸七分　高五寸

鳳凰の置物、製作尤も精絶、之に添へたる螺鈿の平卓、又典雅巧密、明代工藝の發達を想見すべし、按ずるに螺鈿は又螺塡に作る、格古要論に曰く、螺鈿器は江西吉安府廬陵縣に出づ、宋朝内府中の物、及び舊做の者、俱に是れ堅漆、或は銅線を嵌する者あり、甚だ佳なり、元朝の時富家年月を限らずして做造す、漆堅く人物細く愛すべし、今の吉安各縣舊家藏に螺鈿の床椅屛風あり、人物細妙愛すべし、洪武の初抄沒蘇人沈萬三の家の條凳椅卓螺鈿剔紅最も妙、各衙門に猶ほ存するものありと、又陔餘叢考に曰く、髹漆器に蚌蛤の殼を用ひて鑲嵌して人物花草に象るを螺塡といふ、此の器多く廣東沿海一帶より出づ、方勻の泊宅編を按ずるに螺塡器は本と倭國に出づとあり、周密の駕幸張府記に宋の高宗張循王府に幸す、王の進むる所に螺鈿盒十具ありといひ、又癸辛雜識に王橚賈似道に諂ひ、螺鈿卓面屛風十副を作り、賈相當國の盛事を圖すといへりと、以て宋朝に於ける此の技の進歩をトするに足る、然れどもその倭國に出づといへることの誤にして、却つて唐朝より我に傳へたるものなることは、正倉院の御物によりて知るべし、但だ其後螺鈿は我が邦に於て異常の發達をなし、平安の末、盛に建築の裝飾に應用せられたれば、或は宋の時其技一時中廢して、却つて我に學ぶ所ありしものか。



第四十六　青玉研屏

高一尺一寸三分　幅七寸七分

玉は支那に於て無上の珍寶たり、天子より士大夫に至るまで、執つて以て佩服の用となす、故に古は君子故なくして玉、身を去らずといへり、後世雕琢して種種の器物に應用す、高深甫は玉器を論じて曰く上古は玉を用ひて珍重し、敢て褻れざるに似たり、唐宋より以下は製する所一ならず、管笛鳳釵帳墜帽頂細花帶板燈板人物神像爐瓶鈎鈕杖頭杯盂扇墜梳背玉冠簪珥絲環刀靶猿馬牛羊犬猫花朶種種の玩物碾法は刻の如く、細絲髮に入り、工緻極れりと、又劉心白の玉紀補に曰く、秦漢の琢工は粗にして、陰紋多く、細きこと髮の如くにして精巧絶倫なる者あり、乃ち昆吾刀にて刻する所なり、世罕にあり、唐琢は粗にして圓渾、人物多くは大頭なり、宋琢は方にして工緻、能く花を起すこと五六層なり、元明は之に因るも如くことなし、乾隆の時の琢は細刻宋に倣ひて其の工絶なし、粗刻は渾成背形、その至れる者は能く斧鑿の痕を露さず、凡そ琢工、古は惟だ刀刻のみ、近代には乃ち旋車ありと、其の重なる產地は今の新疆和闐、卽ち古の于闐國を最となし、西南前藏の地之に次ぐ、但だ翡翠（その色翡翠の羽毛に似たるを以て名づく）と瑪瑙（文理交錯して馬腦に似たるが故に名づく）とは多く西南に出づ、徐子晉の前塵夢影錄に曰く、明の時賀蘭山、未だ版圖に入らず、故に玉器は遠く本朝に遜る、賀蘭山に三河あり、一は白玉を產し、一は黑玉、一は青玉なり、此れを業とする者を撈玉戶と名づくと、この集載する所の玉器、凡そ十三件、皆な乾隆時代の製品にして、琢鍊詰屈、その妙を曲盡せり、就中八羅漢を刻せる研屏の如き、最も寶惜すべし、按ずるに研屏は洞天淸祿集に曰く、古は研屏なし、研に銘することあれば、多くは研の底と側とに鐫る、東坡山谷より始めて研屏を作り、既に銘を研に勒し、又屏に刻し、以て表して之を出すと。

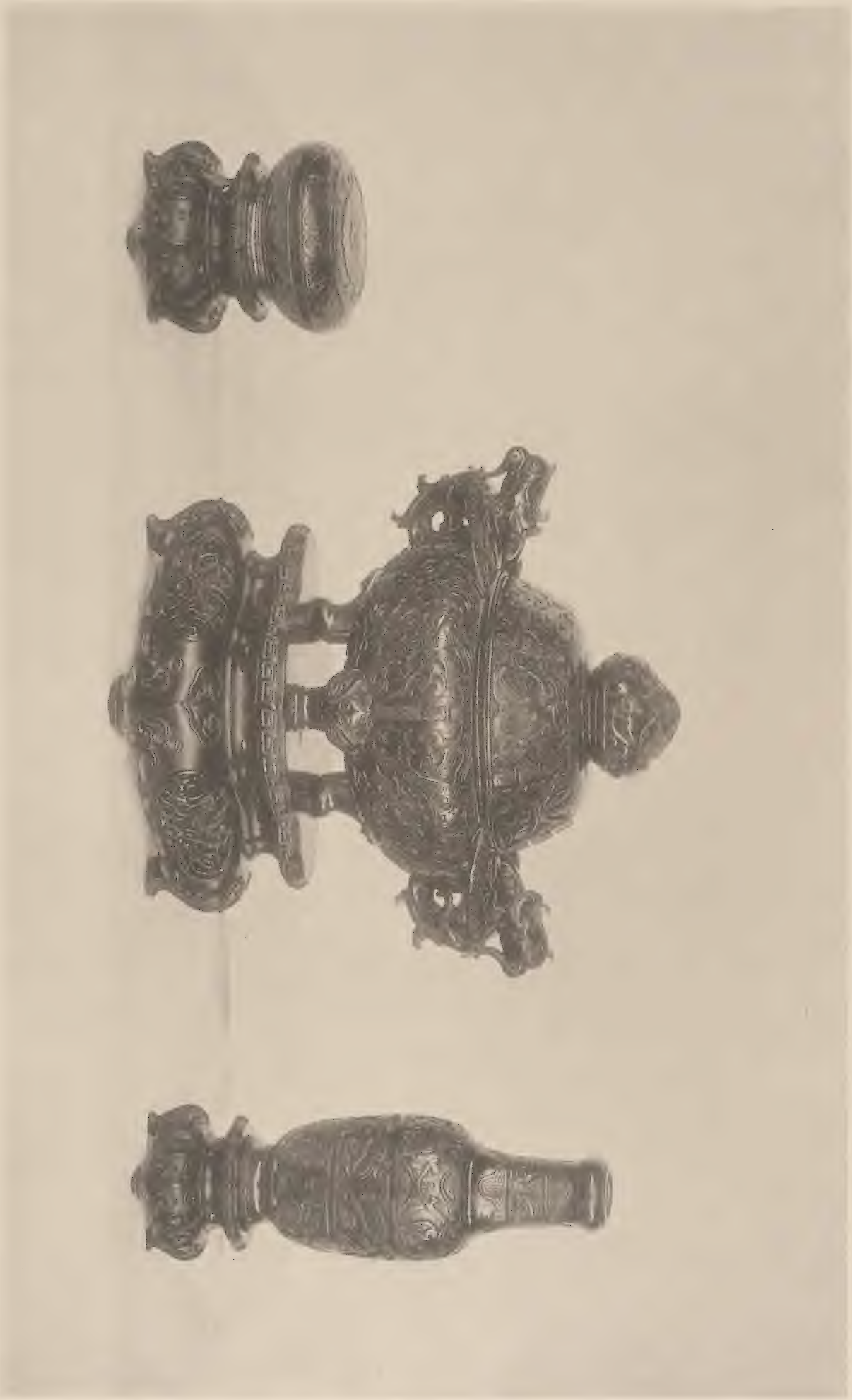


第四十七　玉器

翡翠箸瓶
高四寸二分

翡翠香爐
高四寸五分

翡翠香合
高一寸一分





第四十八　玉器

紅白玉梅竹彫刻花瓶
高五寸

青金玉遊環香爐
高四寸五分

白玉遊環香爐
高三寸四分

白玉遊環香爐
高四寸四分







第四十九　玉器

桃花玉靈芝彫刻花瓶

高六寸五分

白玉雙管瓶

高七寸三分



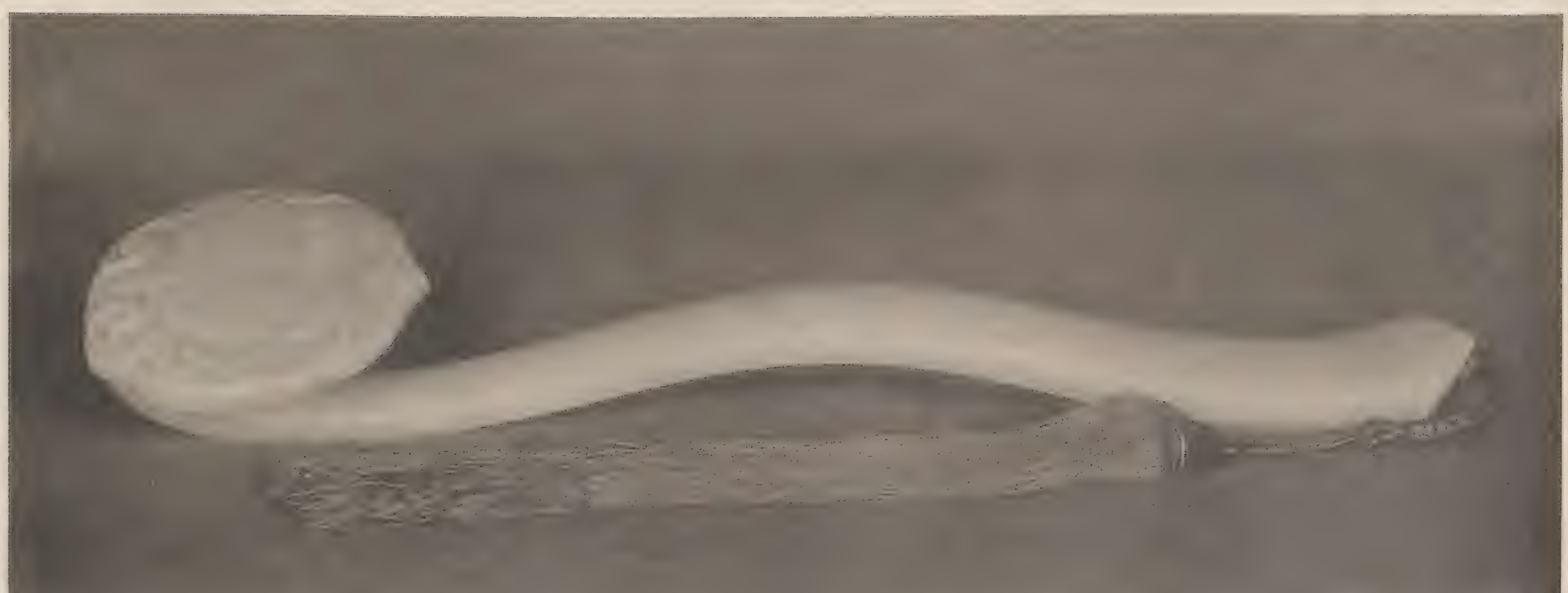
第五十　玉器

白玉不動環扁壺　高七寸八分

黃瑪瑙連環扁壺　高七寸九分

白玉如意　長一尺五寸五分





第五十一　銅父癸卣

高一尺二寸二分　徑五寸一分

鐘鼎彝器は其質堅く其體厚く、滲濕のために移らず、剥蝕のために損ぜざるが故に能く千年の舊を保てり、今に於て三代秦漢の規模を窺ふべき者、此の物を措いて他にあらず、玆に揭ぐる銅卣は卽ち其の一例なり、形制渾厚にして、勁きこと屈鐵の如く、牛首をなせる饕餮紋様最も雄健古樸を極む、兩耳も亦た獸面を成し、提梁を附すその形博古圖に錄したる漢の連環攜奩と近けれども、その銘詞を見るに、亦た卣の類にして、稍、制度を異にしたるものなること疑なし、器に銘あり、亞形中に父癸の字を刻せり、古代の彝器に最も多き例なり、說く者乃ち曰く、亞形は廟室なり、廟中に大室あり亞室あり、尊彝は宗廟に用ふる器なれば之を刻する也と、又薛尙功は子父癸鼎を說きて、子が父癸のために此の鼎を作りて以て其父を享するなりといへり、然れども商器に祖と稱し、父母と稱し、兄と稱する者一ならず、下多く綴るに十干を以てす、黃長睿張掄諸人、或は以て日を紀し、或は其の器の次序なりと謂ふ、則ち必ずしも概論して人名となすべからざるなり、又按ずるに卣は酒を盛るの器なり、尊の大なるを彝といひ、小なるを罍といひ、卣はその中間にあり。



第五十二　銅饕餮匜

高六寸五分

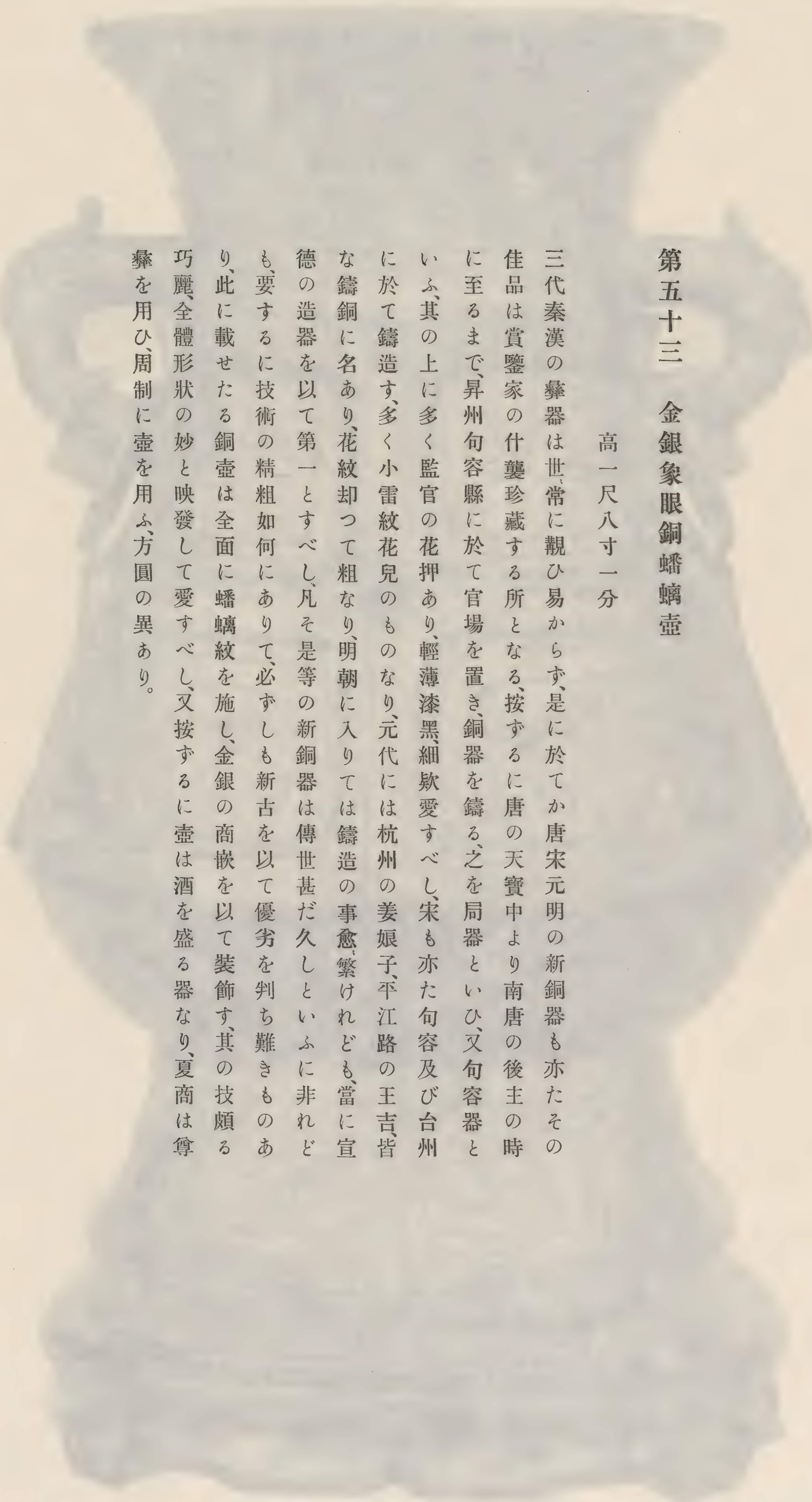
古銅器の光彩は最も三代に發揮せられて、引いて秦漢に及び、東漢以後稍〻衰ふ、思ふに古代支那人が此の方面に於て示せる特技は洵に驚嘆に堪えたるものあり、今日にては到底追隨しがたき境地に到達せり、この匜、蓋は獸首をなし、圓足にして流あり、鋬あり、鋬も亦獸面をなす、腹部には饕餮紋あり、夔龍紋あり、雷紋あり、製作完好にして華藻豐麗、繁縟の中に簡古の意を寓す、按ずるに古鼎彝に饕餮怪獸の像を附するは、左氏傳に曰く、縉雲氏に不才の子あり、飲食を貪り、貨賄を冒す、天下の民之を饕餮といふと、眼虔曰く、饕餮は獸の名、身は牛の如くにして人面、目腋下にあり、人を食ふと、卽ちこの像を鼎彝に鑄て以て飮食の戒を示すなり、傳に又曰く、昔し夏の德あるや、鼎を鑄て物に象り、民をして神姦を知らしむ、故に民川澤山林に入るも不若に逢はず、螭魅罔兩にも逢ふことなしと、又按ずるに匜は元來沃盥の器なり、又酒を注ぐに用ふ。



第五十三　金銀象眼銅蟠螭壺

高一尺八寸一分

三代秦漢の彝器は世常に親ひ易からず、是に於てか唐宋元明の新銅器も亦たその佳品は賞鑒家の什襲珍藏する所となる、按ずるに唐の天寶中より南唐の後主の時に至るまで、昇州句容縣に於て官場を置き、銅器を鑄る、之を局器といひ、又句容器といふ、其の上に多く監官の花押あり、輕薄漆黑細欵愛すべし、宋も亦た句容及び台州に於て鑄造す、多く小雷紋花兒のものなり、元代には杭州の姜娘子、平江路の王吉皆な鑄銅に名あり、花紋却つて粗なり、明朝に入りては鑄造の事愈、繁けれども、當に宣德の造器を以て第一とすべし、凡そ是等の新銅器は傳世甚だ久しといふに非れども、要するに技術の精粗如何にありて、必ずしも新古を以て優劣を判ち難きものあり、此に載せたる銅壺は全面に蟠螭紋を施し、金銀の商嵌を以て裝飾す、其の技頗る巧麗、全體形狀の妙と映發して愛すべし、又按ずるに壺は酒を盛る器なり、夏商は尊彝を用ひ、周制に壺を用ふ、方圓の異あり。





第五十四　赤銅水瓶

高一尺一寸八分

軍持、或は君遲、軍陀に作る、梵語捃稚迦の省略なり、譯して澡罐といひ、又淨缾といふ、淨手の器にして、菩薩隨身十八物の一に屬す、寄歸傳に曰く、軍持に二あり、甕瓦のものは是れ淨用、銅鐵のものは是れ觸用と、又西域記に曰く、石上に則ち佛の捃稚迦を置ける跡あり、深さ寸餘、八出の花文をなすと、是れその由來なり、我が邦佛法の渡來と共に又この軍持銅瓶を傳ふ、從つて遺物の今に存するもの少しとなさず、かの法隆寺の舊物にして、今は天府に襲藏せらるゝ龍首瓶の如きは傳世の古きと製作の優れたるとによりて、固より首に一指を屈すべき名品たり、此の赤銅水瓶は、然かく年所を經たるものにあらずと雖も、猶ほその形式の優雅なる、文藻の巧密なる、尤も寶玩すべきものあるを見る。



第五十五　古鏡

一枚　徑五寸七分

一枚　徑八寸

大戴禮に曰く、武王阼を踐み、鑑に於て銘を爲る、銘に曰く、爾の前を見、爾の後を慮れと、蓋し鏡は景なり、光景あるを謂ふ、先秦諸子多く鏡を以て鑑戒の譬喩となす、鏡の由來する所遠し、然れども今に於て已に先秦の舊物を見がたく、秦鏡頗る著はれたりと雖も、亦た人間に傳らず、故に好古の君子、皆な漢以後のものを取りて、古鏡の首に置く、魏武雜物疏に曰く、御物三十種、尺二寸の金錯鏡一枚、純銀錯鐵鏡四枚、九寸鐵鏡四十枚ありと、今の世に傳はる漢鏡と比觀して、當代裝鏡の美を窺ふべし、唐鏡の形式に至つては、我が正倉院の寶庫に其例甚だ多く、皆な工技精絶、彫鏤豐麗、支那に於ける裝鏡術の發達此に到りて極れり、然れどもかの水土千載、自然の變化を受けて、浮華溢鏽、翠綠骨に徹し、黝然として深色あり、聲音洪亮なるが如きに至つては、遂に漢鏡に及ぶものあらず、按ずるに鏡また通じて鑑といふ、玉篇に曰く、鑑は鏡の屬なりと、大率漢魏以上は竟と稱す、尚方竟を作るの類の如し、唐宋間には鑑と稱す、靈鑑寶鑑の如し。





第五十六　銅製佛具

金剛杵　長九寸

渡金蓮形柄香爐　長四寸

金銅鈴　高六寸四分

金剛杵はもと印度の武器にして、轉じて密教の要具となりしものなり、其の形種種あれども常には獨股、三股、五股を用ふ、就中五股最も重ぜらる、眞言家の說に曰く、金剛杵は菩提心の義にして、此れを持するは佛道を成就する所以なりと、金剛杵を以て柄としたる鈴を金剛鈴と名づく、密宗修法のとき、之を振りて諸尊を驚覺し、又歡喜せしむるなりといふ、亦その股數によりて之を名づく、香爐は古は佛前に禮拜供養するに必ず之を携ふ、故に一に手爐といふ、後の柄香爐は其の遺制なり、釋氏要覽に迦葉佛の香爐を說きて曰く前に十六師子白象あり、二獸頭上に於て別に蓮華臺を起して爐となす、後に師子の蹲踞せるあり、頂上に九龍あり、繞りて金華を承け、華內に金臺寶子ありて香を盛る、佛說法の時、常に此の爐を執る、近世手爐の製を比觀するに、少しく倣法することありと。





第五十七　銅器

銅著色杜子美騎驢像

高八寸六分

銅鴨香爐

高七寸一分

唐の詩人杜甫、字は子美、もと襄陽の人、京兆杜陵に居る、故に少陵と稱す、官左拾遺、工部員外郎たり、大暦五年卒す、年五十九、著に杜工部集二十卷あり、その韋左丞丈に贈り奉る二十二韻の詩に騎驢三十載、旅食京華春、朝扣富兒門、暮隨肥馬塵、といへる句あり、之に據りて好事者畫きて杜子美騎驢の圖を作る、茲に載せたるは其の銅像なり、表面に著色あり、手法尤も優雅なり、按ずるに古今詩人の詩中に騎驢の字ある者を求めば、固より僕を更ふるも竭きず、試に唐人の騎驢によりて故事を成せし者のみを擧ぐるも、猶ほ賈島が驢背の推敲、李白が華陰道上の騎驢、鄭綮が灞橋驢上風雪中の詩思あり、而かも後人騎驢といへば必ず杜子美を憶ふ、蓋し又詩人の大を以て自餘を掩ふもの也。



第五十八　銀象眼關羽銅像

高一尺五寸

關羽、字は雲長、諡して壯繆侯といふ、三國の時、蜀の先主の勇將たりしことは人皆之を知る、後世之を崇祀し、帝號を贈りて關帝といひ、又州郡に廟を建て關帝廟と稱す、其始、宋の眞宗が關聖廟を修め、哲宗が封じて顯烈王となせしに起り、徽宗の時最も尊崇せらる、明の萬曆二十二年、爵を進めて帝となし、廟を英烈といふ、四十二年又勅して三界伏魔大帝神威遠鎭天尊關聖帝君に封ず、五雜俎に曰く、今天下神祠香火の盛なること、關壯繆に過ぎたるはなし、而してその威靈感應、傳記に載せられ、及び耳目に見聞する所のもの、皆灼として的據あり、幻に非る也と、その造象の形式は大抵此に掲げたるものと同一なり、思ふに此像の如きは一個の室內裝飾物たるに過ぎずと雖も、其始めは亦た家祠戸禱の聖像に起りしを疑はず。





第五十九　老子騎牛銅像

高一尺五分

老子、姓は李、名は耳、謚して聃といふ、周の守藏室の吏なり、周の衰ふるを見、廼ち去つて關に至る、關令尹喜いはく、子將に隱れんとす、吾が爲めに書を著せと、老子卽ち書上下篇を著し、道德の意五千餘言をいふ、道德經是なり、案ずるに關令傳に曰く、周の無極元年老子關を度る、關令尹喜先づ門吏に勅していふ、若し老翁東より來り、青牛薄板車に乘る者あらば、關を過るを聽すなかれと、其日果して老翁の青牛車に乘り、關を度るを求むるを見る、吏入りて白す、喜いふ、道今來れりと、乃ち出で迎へて弟子の禮を設くと、後人因つて老子騎牛の圖をなす、然れども此れを見るに老子實に牛車に乘るなり、直に牛に騎るにあらず。



第六十　李太白銅像

高八寸三分

唐の李白、字は太白、青蓮居士と號す、隴西の人なり、少くして逸才あり、縱橫の術を喜び、長じて四方に傲遊す、天寶の初、召されて京師に至る、玄宗之を金鑾殿に召見し、問ふに國政を以てし、眷顧最も厚し、白長安に在ること三年、竟に請ふて山に歸る、是より天下に浪跡し、詩酒を以て自適す、天寶十五載、永王璘の事に坐して夜郎に長流せらる、寶應元年卒す、年六十四、著に草堂集十卷あり、實に杜子美と共に有唐一代詩人の冠冕たり、白性尤も酒を嗜む、その詩にいへることあり、青蓮居士謫仙人、酒肆藏名三十春と、杜子美又嘗て飲中八仙歌を作る、其の中に曰く、李白一斗詩百篇、長安市上酒家眠、天子呼來不レ上船、自稱臣是酒中仙と、この像の如きは卽ち長安市中酒肆睡餘の狀を現したるものならん。



第六十一　銅像

孟軻母子銅像

高一尺五寸七分

蝦蟆仙人銅像

高一尺五寸五分

孟子の母、子を教ふる最も力め、三たびその居を遷せしこと、列女傳に見えて、人の皆な知る所なり、この像、その子母慈愛の狀、恰かもかの西歐の聖母子の像を見るが如し、蝦蟆仙人のことは、已に第二集に見ゆ、凡そこの集選ぶ所の銅像六件、大抵明代の製作にして、置物として用ひらるゝものなり、按ずるに明は漢以後尤も鑄銅術の進歩して、且つ名器を產せし時代にして、唐宋皆な之に及ばずと稱せらる、蓋し宣宗の宣德三年大に鑄銅の事を起し、盡く郊廟祭祀に用ふる彝器を改造し、且つ群臣及び郡縣の寺觀に鼎爐各一個を賜ふ、當時鑄造せる銅爐の數、實に一萬五千六百八十四個の多きに上りしといふ、是れ宣爐の由來なるが、此くの如き大規摸の鑄銅術は、幾何か斯業の發達に資したりけん、其後仿造する者多く、隨つて明代を通じて銅製の佛像器物、皆な精妙の域に達せるなり。



第六十二　鐵器

鐵製人物置物

身長四寸

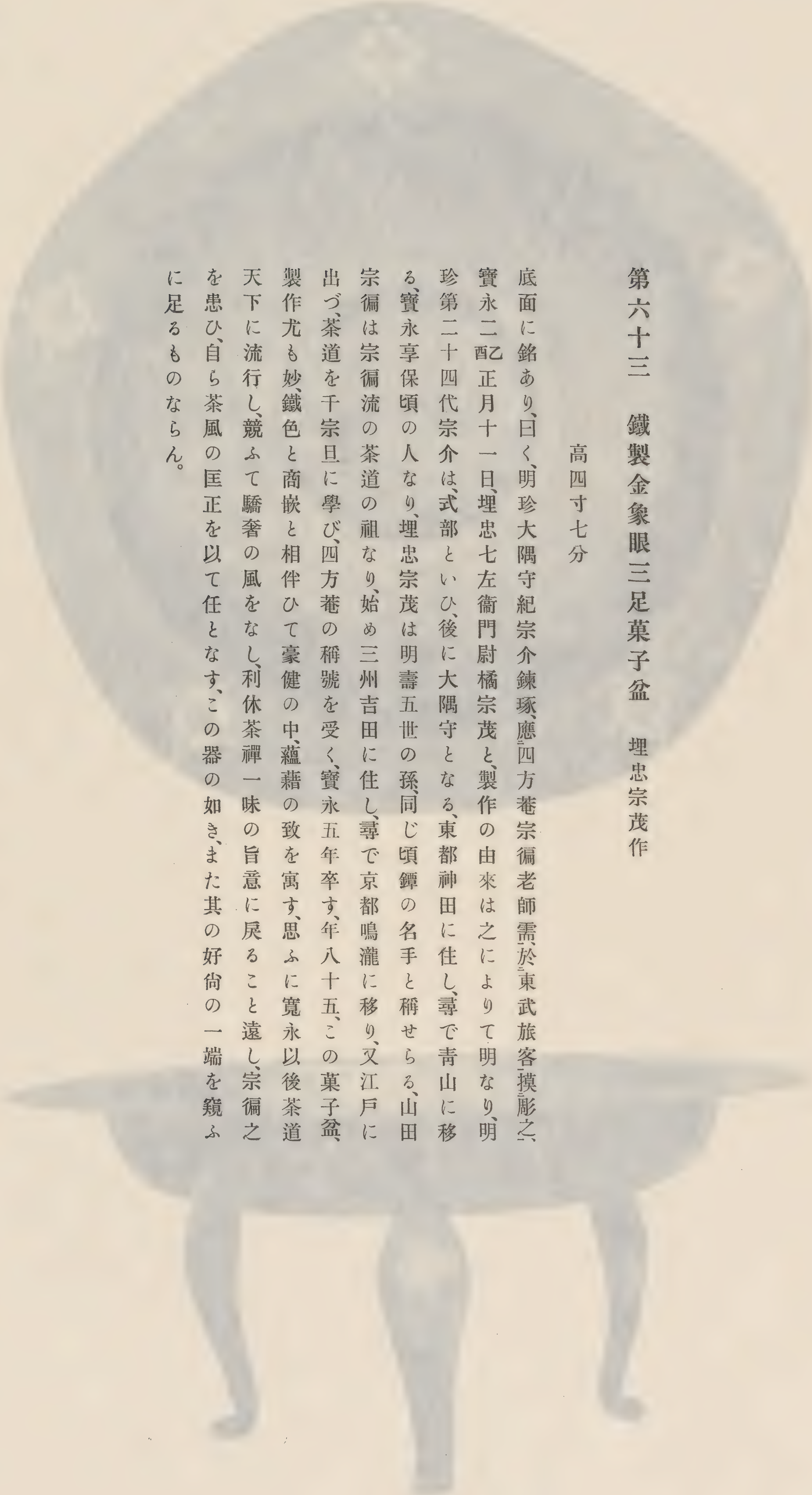
鐵製浮龜香爐　　埋忠明壽作

高四寸一分

本朝鑄鐵の技は宇内に冠たり、天正より慶長に至る間は群雄割據し、戰伐相尋ぎ、武器を要すること最も多かりしを以て、殊に多數の名工を出せり、明珍氏の甲冑に於ける、埋忠氏の鍛刀に於けるが如きは、其の最も著はれたるものなり、是等諸氏またその特技を以て緒餘屢〻玩好の物を作る、この人物及び香爐の如きは其の一例なり、人物の置物は恐く明珍家の名匠の手になりしものなるべし、渾樸峭健、殊に愛すべし、浮龜の香爐には底面に銘あり、曰く、山城國西陣住人埋忠明壽作、慶長十三年三月吉日と、按ずるに埋忠明壽、名は重吉、初の名は宗吉、彦次郎と稱し、鶴峯と號す、三條小鍛冶宗近二十五世の孫にして、重隆の子なり、京都西陣に住す、鍛刀を以て足利義昭に仕へ、後豐臣秀吉に仕ふ、四條室町に地を賜ひて此に居る、寛永中歿す、此の人以後の作を稱して世に新刀といふ。



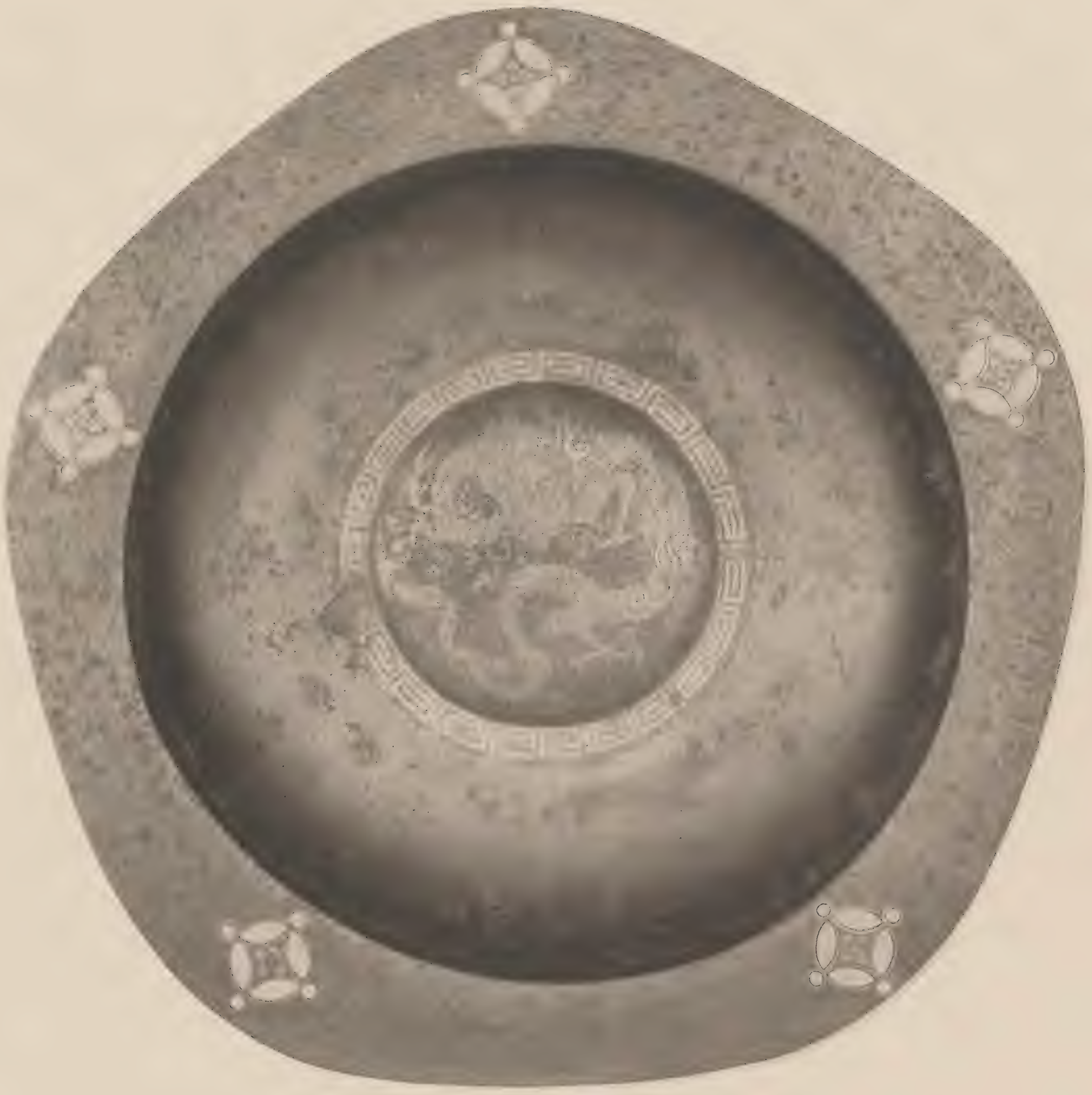




第六十三　鐵製金象眼三足菓子盆　埋忠宗茂作

高四寸七分

底面に銘あり、曰く、明珍大隅守紀宗介鍊琢、應四方菴宗徧老師需、於東武旅客摸彫之、寶永二酉乙正月十一日、埋忠七左衞門尉橘宗茂と、製作の由來は之によりて明なり、明珍第二十四代宗介は、式部といひ、後に大隅守となる、東都神田に住し、尋で青山に移る、寶永享保頃の人なり、埋忠宗茂は明壽五世の孫、同じ頃鐔の名手と稱せらる、山田宗徧は宗徧流の茶道の祖なり、始め三州吉田に住し、尋で京都鳴瀧に移り、又江戸に出づ、茶道を千宗旦に學び、四方菴の稱號を受く、寶永五年卒す、年八十五、この菓子盆、製作尤も妙、鐵色と商嵌と相伴ひて豪健の中、蘊藉の致を寓す、思ふに寬永以後茶道天下に流行し、競ふて驕奢の風をなし、利休茶禪一味の旨意に戻ること遠し、宗徧之を患ひ、自ら茶風の匡正を以て任となす、この器の如き、また其の好尙の一端を窺ふに足るものならん。





第六十四　銀製松竹梅模様丁子風爐

高九寸三分





第六十五　金裝太刀

長三尺六寸二分

日本刀の利、天下比ぶものなし、遂に唐土の詩人をして詩を作りて之を歌はしむ、然れども其始を尋ぬるに、又外邦よりその鍛錬術を學びしなり、記紀に見えたる古劍は邈し、推古天皇十一年、大和忍海漢人、海外の技を以て刀劍を作る、頗る銳利なり、大化改新の時、兵部省の下に造兵司を置き、刀劍儀仗等の兵器を造ることを掌らしむ、大寶元年、鍛戶二百戶を置きて、作る所の刀槍に作者の姓名を題鑿せしむ、是れ本邦刀銘の始なり、貞觀九年、勅して出雲伯耆國守以下の帶劍を聽す、爾來邊要の國守帶劍する者多く、諸國の刀工、競ふて其の需に應ず、天慶以後武人の勢を得るに及び、刀劍の需用益〻盛なり、名工輩出す、此くの如くにして裝劍の法、又大に發達し、各〻佩用者の趣味に應じて巧思を凝らすに至る、この金裝太刀は、猶ほ所謂直刀式の遺風を存し、製作極めて優雅、彫金の技尤も精絕なり、もと貴戚家のものたるを疑はず。





第六十六　甲冑　明珍作

本邦甲冑の製作は元龜天正の頃に至りて極まる、當時名工明珍歷世の輩出するあり、各武人の便とする所によりて改造を古制に加へ、最も力を裝飾の絢爛と運動の輕捷とに致せり、玆に載せたるものは花絲縅にして金銀象眼を以て裝飾し、胸甲に丸龍の紋を著せり、恐らく天正頃の作なるべし、技術尤も精妙にして、光彩爛發す、正に百戰の猛將が颯爽たる風姿を緬想するに足れり、作者は明珍なりと傳ふ、思ふに當時明珍家、信家、宗家等あり、皆な名工と稱せらる、信家は左近將監と稱し、明珍家の第十七世なり、天正天文の頃、上州白井に住し、後に相州小田原に移る、古今の名匠にして甲冑三作の一たり、その作品中諏訪法性の甲、三十二間富士山の甲、六十二間勝山の甲は最も名器として世に傳ふる所なり、第十八世を貞家といひ、第十九世を宗家といふ、宗家は天正の頃江州安土に住す、嘗て德川家康のために大圓平頂山尊靈の甲を作る。

の甲を作る。

果といふ崇家は天正の頃江州安土に住す、嘗て細川幸眞の為めに大圓平頂山春靈山の甲は最も名高きものとして世に稱せらるゝ所なり、殿十人甲を作れり、嘗十九頂を遺して今川二作の一となり其の作品中最高出色の甲三十二間富士山の甲六十二間聯第十七世吉道は又正次と爲り同上州白井に住し後ち相州小田原に移る。此人今の名匠に高瀬某同家宗家等あり皆共に各工と稱せらる、錦師は古寄三[illegible]時に明珍家のに日向の甲に特に重要を意匠するに至り作者は明珍なりと傳へ甚に丸龍の紋を着せり、然らば天正頃の作なるべし具微光も精妙にして光澤爛發す、正精雄とに敢せり、世に敬せたるものは花絲織にして金銀象眼を以て装飾し、両甲にり、合武人の願とする所によりて改造を計劃に加へ最も力ある装飾の絲爛と進運の本邦甲冑の製作は元龜天正の頃に至りて纏まる各種名工等の輩出するを

第六十六　甲冑（三）南蠻作



第六十七　能樂器

雅樂亡びて、散樂起る、今の能樂はまたその變なり、足利氏の世、支那に渡りたる僧侶、彼の土の雜劇の樣式を借りて、一種の歌詞を作る、適、觀阿彌といふもの、新曲を案出して之を諷ふ、因て大に海內に行はれ、義政の時已に觀世、金春、寶生、金剛の四座起る、豐臣秀吉尤もこの技を好み、又喜多氏をして一流を興さしめ、五座となす、その後德川氏の世を終るまで常に幕府の式樂となれり、玆にはその樂具を載す、就中衣裳最も觀るべし、卽ち一著は唐物菱地厚板と稱し、八端地にして角菱牡丹の模樣あり、紫絹を裏にす、一著は唐物鱗形厚板と稱し、緞子龜甲桔梗模樣鱗形織にして、裏は濃茶色なり、凡そ能樂に尙ぶ所は、その技の古樸豪健なる中に、具に優柔婉約の致あるにあり、樂人の服用する衣裳の如き、又尤も此の精神を助くるものにあらずんばあらず。



第六十八



美術館全景



長春閣全景







第六十九　川崎米年翁寫照



川崎米年翁略傳

翁は川崎氏、通稱を正藏と云ひ、少時磯治と呼びしが、後改めて利右衞門と稱せり。米年は其號にして、或は米翁とも呼べり。天保八年七月十日を以て薩摩鹿兒嶋の城下に生る。父を利右衞門と云ひ、家はもと日向の名族なりしが、後鹿兒嶋に移りて商賈となり、世々呉服太物を業として、家道一時振ひしも、翁の生るゝ頃、生計漸く意の如くならざるものあり。嘉永二年翁十三歳にして家嚴を失ひ、窮逼愈々甚だし。然れども翁は毫も之れに屈せず、孜々として獨り家業に努め、刻苦精勵、能く家門を支へ、而かも寸暇あらば則ち讀書攻學以て他日の大成に資せり。翁が黽勉の効は空しからずして、家運漸く衰頽の域を脱せりと雖も、翁は之を以て滿足せず。私かに以爲らく、身僻南の地に在りて家業を追ふ、設令功を成すことありとするも、其極や知るべきのみ、如かず出でゝ志を伸ぶるの地を鄕關の外に求めんにはと。乃ち意を決して親族舊故に告ぐるに其志を以てす。時に歳十七。親族舊故等、翁の年少にして事に堪へざらん事を慮かり、百方慰諭して其志を斷たしめんとせしも、翁は頑として之を聽かず、遂に出でゝ長崎に至る。蓋し翁が策せし所は、崎陽に於て海外貿易の事に從ふに在りしなり。

當時崎陽に於て外國商賈と交易を營む者尠からず、何れも斯業に幾多の經驗を有する老功の輩にして、年少翁に比すべき者を見る能はざりき。翁の平然此輩と伍して外商と應酬せしが如き、其意氣の壯なる驚くべく、又以て其苦心の尋常ならざりし事を察すべし。翁の先づ試みし所は、外國商賈の手より羅紗金巾の類を始め、諸種の舶載品を購ひ、或は之を鹿兒嶋に、或は之を大阪に送りて估却するに在りき。翁の精勵と熱心とは毎ねに儕輩の嘆稱せし所にして、翁は半夜人定まるの後獨り孤燈に對して拱手良計を案じ、屢々曉天に及べる事ありしと云ふ。翁が刻苦勉勵の功は漸く顯はれ、事業の成績年と共に見るべきものあり。爾來數

歳の間翁は業を以て或は長崎と大阪との間を、或は長崎と鹿兒嶋との間を來往せり。時恰かも德川幕府瓦解し、王政復古の大業成らんとするに際し、國內騷然として物情定まらず。翁が來往の途、危難の身に迫るもの殆んど數へ難かりき。曾て米穀を購入せんと欲し、大阪より船を僦ひて下關に向ひしに、海上風波に會せしかば、難を周防國上關に避けたり。會〻幕府長州を討たんとし、長州亦之れに備へて警戒頗る嚴なり。旅客の此地に來る者は悉く查問せられ、翁も亦長藩士の檢問を受け、忽ち其異しむ所となり、拉致せられて、一客舍に預けらる。客舍の主人を權九郞と云ひ、奇兵隊の一人なりしかば、翁之れに就きて百方陳疏せしも釋されず。翁乃ち酒を呼びて、痛飮淋漓、再び言を此事に及ぼさず。權九郞、翁の窮窘の色なきを見るや、席に陪して共に飮む。翁權九郞と起ちて亂舞放吟し、恰かも其身の危地に在るを知らざるものゝ如し。其夜薩藩の用船三邦丸窃かに長州の志士を送りて上關に寄港せり。同船の薩人翁の客舍に來りて飮み、翁の奇禍に罹れるを知るや、直ちに翁を助けて下關に送れり。蓋し三邦丸の長州志士を密送せるは、薩長和親の成りたる爲めにして、翁の釋放せられしもの、實に此好機に會せしに因るなり。

明治元年正月、翁大阪に在りしが、當時德川慶喜卿兵を擁して大阪城に屯せり。會〻伏見鳥羽の敗報至り、幕兵の薩長の士を惡むこと尤も甚だしく、苟も薩音を操る者は、幕兵の爲めに或は途に擊殺せられ、或は拘致せられ、薩人の此地に在る者頗る危殆に瀕せり。是に於て同藩士の阪地に在る者、藏屋敷に會して機宜の策を議し、遂に火を藩邸に放ちて各〻四方に散ぜり。翁は乃ち難を木津川口に碇泊せし親族川井田氏の和船に避けしも、幕兵等白晝拔刀して市中を橫行し、薩士長人を求むること愈〻急なり。翁巧みに裝姿を變じて水夫となり、傳馬船を漕ぎて勝間に上陸し、高野山を志して紀州街道を走れり。然れども前途紀藩の兵路を扼すと聞き、直ちに踵を廻らして堺港に入り、大阪靭、火口屋の別墅の此地に在るを想ひ、之れに賴りて潛伏せり。翌朝大阪に於ける翁の宿舍池太より急使あり、報じて云はく、幕兵の翁を搜索すること益〻嚴しく、爲めに番頭一人拉致せらると。翁堺の地亦危きを知るや、再び高野に向はんと欲し、迂回路を取りて進み、辛うじて紀三井峠に到れり。會〻行人翁に語るに前路紀州の兵劍戟を列ねて

通路を要する事を以てす。翁之を耳にするや、直ちに意を決して再び堺港に還る。時に此港に碇泊せる船舶に金吉丸と云ふものあり。薩摩渡航の船にして、其船頭豐吉と云へる者翁と相識なりしかば、乃ち同人に依りて船中に潛む事を得たり。然るに幕兵の檢察頗る嚴にして、船中亦安全を保ち難し。是に於て豐吉は土地の俠客某に依賴するに翁隱匿の事を以てせしに、某快諾して翁を海濱の鹽燒小屋に送り、以て一時の急を救へり。時恰かも嚴冬にして、寒風骨に徹し、怒濤岸に激して屢〻翁が夜半の夢を破れり。翁一夜眠より覺めて屋外を望むに、忽ち火炎の堺市街に起るありて、市人狂奔、其混亂名狀すべからず。更に大阪の天を望めば、妖雲半天を掩ひ、紅焰また高く揚れり。翁以爲へらく是れ必ず兵燹ならんと。直ちに人を馳せて堺に赴かしむ。其人歸り報じて云はく、大阪城既に落ち、將軍汽艦に搭じて江戸に還り、幕軍の殘兵堺に來りて火を放ちしなりと。翁是に於て虎口を脫するの思あり、厚く俠客等に謝して大阪に入りしに、市民難を避けて遠く去り、滿街寂然として人聲なかりしかば、更に來りて堺に入れり。會〻金吉丸鹿兒嶋に向つて航走せんとするに依り、翁直ちに便乘して薩摩に歸れり。

翁の年少より業を以て東西に往來するや、概ね舟行の便に依りしかば、航海に關しては、早く幾多の經驗を獲たり。翁の長崎に在る頃は、民間未だ汽船を有する者なく、僅かに西洋型船と稱へたる一種の洋式帆船ありしのみ。翁嘗て之れに搭じ、其船腹の廣闊にして、操帆の自在なる、加ふるに船體の耐波力の大なる、到底邦船の及ぶ所にあらざるを見て、以爲へらく、航海の一事は在來の邦船を棄て、此種西洋型船を用ゐるに至つて始めて談ずべしと。翁は是の如くにして本邦に於ける造船事業の等閑に附すべからざる事を察せり。明治二年九月翁一西洋型船に駕し、大阪を發して將さに故山に歸らんとす。船紀淡海峽を南下し、土佐沖を過ぎて薩南に至らんとせしに、忽ち難風に會し、狂瀾怒濤に弄せられ、危殆極まりなし。船夫等何れも手を束ねて爲す所なく、遂に帆檣を斷ちて僅かに覆沒の厄を免るゝを得たり。風雨止むも船の破損甚しく、進退意の如くならずして、海上に漂流すること數晝夜、遂に種子嶋竹浦に漂著し、以て萬死の境を脫せり。翁當時熟〻思へらく、かゝる風雨の厄難に遭ひて、尙ほ恙なきを得たるは、固

より神明の加護に依るべしと雖も、一は以て西洋型船の賜なり、是れ豈に天の我れに造船業を起すべきを促すものならざるなからんやと。乃ち意を決し、造船を以て終生の事業となさんとす。然れども當時四周の事情は、翁の直ちに事に從ふを許さゞるものありしかば、未だ之を實行するに及ばざりき。

明治六年琉球藩の廢せらるゝや、翁大藏省より琉球産物の調査を命ぜらる。是れ翁が琉球の事情に精しく、殊に貢糖と稱し、砂糖反布を以て租稅に充て來りし舊制に關して通曉せしを以てなり。翁は當時東京に住せしかば、乃ち租稅局員と共に、出でゝ此地に航し、在留五閲月、備さに視察を行へり。時に嶋人の內地人を見ること、異邦人の如く、兩者の友情溫かならずして、動もすれば離心隔意あらんとす。翁この狀を目擊して謂らく、兩者和親の要は交通來往の道を啓くに在り、如かず琉球と大阪神戸及び鹿兒嶋との間に定期航海を開始し、彼此の往來を繁からしめんにはと。歸來この事を以て二三要路の大官に說き、更に當時の驛遞頭前嶋密氏に會して前見を陳ぜり。前嶋氏は喜びて此議を容れ、翁また敢て所有の帆船數隻を其用に供せん事を提議せしが、遂に氏の勸むる所に從ひて、日本郵便汽船會社に加はり、琉球開發の事に盡力せり。翁の日本郵便汽船會社に加はるや、直ちに副頭取となり、自ら汽船青龍丸に搭じて、琉球に航し、幾多の困難を排して、遂に定期航海の基礎を立てたり。爾來彼此の交通日に啓け、意思愈融合して亦昔日の疎隔なきに至り、明治十二年沖繩縣設立せられ、此地縣政の施行を見るに至りしが如き、實に翁等が盡瘁と畫策とに負ふ所少からずと云ふべし。

明治十一年に至りて翁が宿志始めて伸ぶるの端を得、造船の事業その緒に就きて、東京築地に於て造船所を創立するに至れり。次で明治十三年翁は更に兵庫東出町に造船所を設立し、東西相應じて斯業を勵めり。當時に於ては僅かに百噸の西洋型船を建造するだに容易の業にあらず、或は政府に請ふに造船の技に通ずる士の遺派を以てし、或はその材料の蒐集に就きて過大の日子を要する等、創業時代の苦心に至りては、殆んど想像の及ぶ所にあらざりき。然れども翁は孜々として斯業に努めしかば、其發展

頗る顯著なりき。　明治十八年翁は東京を去つて神戸に來り、築地の造船所を兵庫の工場に合し、大に之を擴張して本邦造船史上に新時期を畫せんと欲せり。　翁のこの方針と經營とは頗る機宜に適し、爾來三十年、其業日を逐ひて隆盛に赴き、今や堅艦巨舶を建造する殆んど數ふべからざるに至れり。

明治二十二年、翁海防資金若干を獻納し、功に依り從六位に敍せられ、金製黃綬褒章を賜ふ。　二十三年貴族院議員となり、二十九年に至る迄其職に盡せり。　明治三十三年佛蘭西巴里府に於ける萬國大博覽會の開催せらるゝや、翁歐洲に於ける造船業の視察と觀光との目的を以て彼地に至り、英、佛、獨、伊、蘭、瑞、白等の諸國を歷遊して、大に得る所ありしと云ふ。　明治三十七八年征露の戰役に際しては造船事業督勵の功に依り、勳三等に敍せられ、瑞寶章を授けらる。

翁は少壯より東西に來往して繁激の業に從へり。　然れども其風懷淡々として尤も閑雅の趣致を喜び、殊に古美術品を愛し、日夕之れに對して、以て至樂となせり。　維新の後十數年の間、我國は新事物の迎接に忙はしく、舊物は棄てゝ殆んど顧みる者なかりしかば、我古美術品の海外に漏出するもの極めて多かりき。　翁之を目睹して甚だ憂ふべしとなし、愈美術品の蒐集を努むるに至れり。　此くの如く、翁が蒐集する所は、自己の好尙を充たすに止まるものならざりしが故に、其範圍に至りては頗る廣く、繪畫、彫刻、陶磁、銅器、漆器、硅器の諸類に亙るのみならず、各品目に在りても、其種類亦極めて多樣なり。　而して翁は是等蒐集の美術品を獨り秘玩するを喜ばず、屢秘庫を啓き、之を世の美術研究家に示して、斯道に益するを努めり。　而かも翁は未だ之を以て足れりとせず、遂に明治二十三年、布引に於ける自邸の園庭に美術館を建設し、每歲時を期して此處に蒐藏諸品を陳ね、以て同好の縱覽に供せり。

翁が愛藏せる幾多美術品中に元人顏輝の筆なる寒山拾得の雙幅あり。　此幅はもと東山將軍義政の有にして、織田信長より本願寺顯如上人に贈りしものに係り、後轉傳して遂に大阪山中箺篁堂の有に歸せり。　當時松方井上の二侯、その他斯道數寄者の之を展觀する者少からざりしも、意に留むるもの更になかりき。　然るに翁はこの稀世の遺珠を一見して欣喜措く所を知らず、直に

購ひて深く秘庫に藏せり。　翁この畫幅の掌中に歸せしを喜び、深更に及びて此幅を展し、香を焚きて愛玩多時に亘れること屢々なりしと云ふ。　後數年翁松方侯に告ぐるにかの幅の事を以てせしに、侯長大嘆息をなし、先年展觀せし際顧みざりし事を悔い、大に翁が燃犀の鑑識を稱揚せりと云ふ。　又曾て井上侯翁の藏せし牧溪筆蔬菜圖を見、稱嘆の餘、翁の許諾を得て之を携へ歸れり。　先帝陛下井上侯の邸に行幸あらせられし際、侯は特にかの幅を茶室の壁間に懸けて叡覽に供へたり。　陛下は特に此畫幅を賞揚し給ひしかば、侯は之を獻納し、翁に此旨を通ぜしに、翁は之を以て無上の光榮となせり。　翁は此幅のもと他の蔬菜圖と合せて雙幅なりし事を知れるが故に、更にかの一軸の所在を探り、遂に高松市に在るを知りて之を購ひ、井上侯の手を經て宮廷に獻ぜり。　この雙幅も亦顏輝の寒山拾得圖と等しく東山御物の一と傳ふるものなり。

翁は藝術を尊重するの念甚だ深く、常に云はく、凡そ藝術に秀で名匠を以て目すべき者は、之を遇する尤も厚からざるべからず、爲めに位階を授くるの道を啓くが如き亦可なるべしと。　曾て京洛に陶磁工帶山と呼ぶ者あり。　有爲の資を抱きて轗軻不遇に居れり。　翁之を憐れみ、其父子を招きて、爲めに窯を邸後に開き、磁器を製せしめ、以て其落魄を救へりと云ふ。　翁の藝術の士を愛重すること槪ね此くの如し。　又翁は支那萬曆七寶の高雅にして堅牢なるを喜び、其古制を復興せんとし、明治二十八年尾張國より七寶工梶氏を聘して其研究をなさしむ。　梶氏は歷世七寶の製造に從ひしもの、家法に基きて更に幾多の改良を加へ、數歲の後、始めて見るべきものを出だすに至りしかば、翁は布引砂子山に製造場を設け、氏をして其製作に從事せしめたり。　かの巴里に於て萬國大博覽會の開催せられし際、その製作に係る所の七寶大花瓶、大香爐等を出陳して、名譽大賞を得たるが如き、其技の精妙なるを證するものにあらずや。　翁は啻に東洋の古美術のみならず、又泰西の美術をも愛賞し、殊に明治三十三年歐洲の諸地を歷遊するや、彼地の古美術品に接して、益々其特長の存する所を明かにし、或は自ら伊太利畫界の大家に囑して自身の肖像を畫かしめ、或は彼地の繪畫陶磁器等を購ひて其玩賞に耽れり。

翁が建築と園庭とに對して深甚の興味を有せしは、尤も著しき事實なり。その壯時に於て四方に來往せし際、屋宇林泉の趣致喜ぶべきものを見るや、備さに其構造配置を圖記して怠らず、晩年に及びては、其圖机上に山積せりと云ふ。翁の東都に在るの日、築地の邸は舊某藩主の邸を購ひて改築せしものに係り、尤も園庭の幽雅を以て鳴れり。翁その居を神戸に移して後は、地を布引にトして邸屋を營み、長春閣は翁が自ら好む所に從ひて其園中に經營せし所なり。今上陛下の東宮に在はして、布引瀑布に行啓し給ひし時此閣は特に迎駕の榮に浴せり。翁また興津に於て別邸を營み、昭憲皇太后の鸞駕を迎へ奉る事を得たり、翁の光榮や實に至大なりと云ふべし。翁また布引山に一宇の寺院を建立し、之を德光院と呼び、一門香華の處となす、院は山徑深く、鳴禽幽かなる林樹の裡に在り。

翁は晩年長春閣に起臥して餘生を養ひしが、偶ま二豎の冒かす所となり、病むこと兩旬、遂に大正元年十二月二日歿せり、時に歲七十六。翁の歿するに先ち朝廷特に位一級を進めて從五位に敍す。越ゑて九日布引山麓に葬る。

大正參年十月

岩崎虔謹識

大正三年十一月二十日印刷
大正三年十二月一日發行

（非賣品）

編輯者　川崎芳太郎
神戸市加納町一丁目十五番屋敷

木版及玻璃版印刷兼發行者　村山旬吾
東京市京橋區彌左衛門町十番地

木版及玻璃版印刷所　國華社印刷工場
東京市京橋區彌左衛門町十番地

活版印刷者　野村宗十郎
東京市京橋區築地三丁目十一番地

活版印刷所　株式會社東京築地活版製造所
東京市京橋區築地二丁目十七番地

發行所　國華社
東京市京橋區彌左衛門町十番地